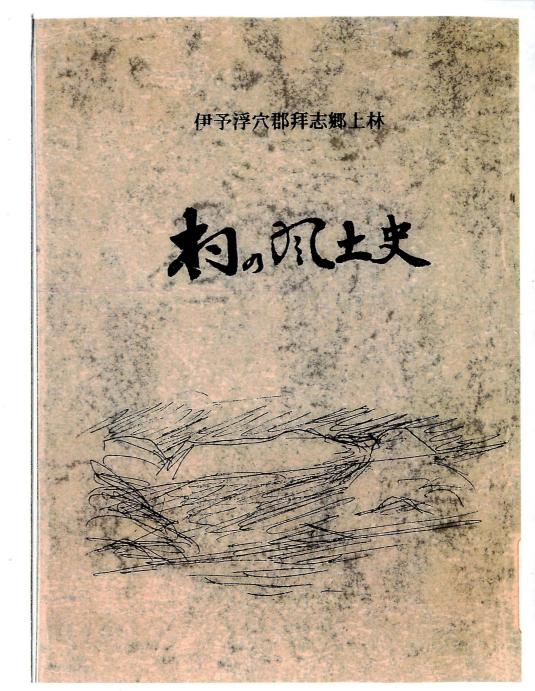
村 風 土

伊予浮穴郡拜志郷 上林 史

森

常 蔵



村の風土史/目次

	まえがき
_	むらの歩み
-	神々の集落
	エッセー おきせさん
=	瞽女石物語
四	- 花山城と森伊豆守
五、	村の百姓と生活
	エッセー 山とめの道
六、	上林村庄屋他村役人
ti	七、ゆうげ塚物語

4 えがき

もので、当時藩庁よりのお達しにより村々の庄屋がその村に傅わる史話を上書したものの きには微妙に異なったものともなる。この地にもそれを物語る好事例に次の古文書がある。 一環であることは、そのうちの浮穴郡上村の庄屋よりの上書の冒頭にぬ この文書は享和三年亥(一八〇三)二月に、上林村八代目の庄屋森林左衛門が誌るした 傳誦される史話は代々傳承されていく間に傅える人と聞きとめる人によって大きく**。**と

通りに御座候と述べていることによって知られる。 古き申し傅えこれあり候はばお達し申し上ぐべき旨仰せ聞けられ承知仕り候、 則ち左の

このとき上林村庄屋森林左衛門よりは左の文書を上書している即ち

与(予)州松山浮穴郡拜志郷上林邑(村)森伊豆守殿古城花山城と申し傅える。 古に

茂太郎、 し傅え、 滝と申し傅える由、 間に取はさみ、 日責 此所に陣を取 大野直茂殿ために落城す、 つ め戦うとい て出でさんざんに戦う。 とりでごへをとり越と唱え、 加茂治郎兄弟、 り、 さんざんに責め戦い終に伊豆守殿亡じたまい此所を爾今死出が成と申 えども落難く、 城方は勝に乗って遅越の下まで追い掛け来る。 古き者より承り傅え申し候 とりで越の向う二つの峯に忍び居て城方を遅越ととりで越の 右城の南に当って大野陣と申す所有り、 此の時大野方、 月日を重ねて兵糧につきさせ、 兄弟のもの忍び居り候二つの峯を四茂ヵ滝加茂ヵ 態と負け色を見せて遅越まで引き退き、 よんどころなく城 其の時大野方の侍四 此所に陣を取り数

炎二月

圧屋林左衛門

時は村の古老をはじめ庄屋に傅えられていた事実は森伊豆守 の地 山城主であったという認識である。 この林左衛門の文書は天文二十二年(一五五三) の花山城攻畧のことを述べたものであるが。 事件以来二百五十年を経た林左衛門 久万山 の大除城主大野紀伊守利直 (家継) は大野勢と戦っ の当 がこ

なった花山城の城代となった人である。 かし実はその森伊豆守は実は花山城を攻畧した大野氏の旗下でその後大野氏

太左衛門の代文化二年以後のことである。 であるが、 このことは大野家文書や多くの史書によって今日普く正史として認められているところ この史実が村人に知られるようになっ たのは庄屋林左衛門の子九 代 目 庄屋森源

ちを生む事例もあるであろう。 これはその一例にすぎず過去のことは誤っ て傅えられることが往々あり、 過ちは更に過

しく傅えたいとの思いから幾篇かの物語りについて書き留めることにした。 ここには真実の陽の目を見ることもなく埋もれて失うかも知 れな 11 傅誦を史実により正

連想して祖先と自然を偲ぶよすがとしたい。 のである。 記述の順序は必ずしも年代を追ったものでは て村の先人達の ゆうげ塚物語りは直接上林村のことではないが享保饋飢時 山に密着した生活はその山野の恩恵によ ない。 夫々一 篇の読みものとし 7 て庇護されてきたことを の隣村のこ て纒めたも の状況よ

読み流して頂きたい。 にと心得てきたが。 実の嫡男由並壱岐守通資の末裔につい 読を願えれば幸甚であり他は資料等について能う限り広く先人の記録文書や史蹟を参考 また拳骨和尚の物語りについては村にはその資料もなく一部連想によるお噺として軽く より詳細な郷土歴史探究の一里塚となることを希って止まない。 また歴史上この地に多大な影響を及ぼして来た荏原郷中世の平岡房 ても特に一篇を掲げ郷土に繋がる歴史ロマンとして

平成九年六月

森 常 蔵 識

むらの歩み

このふるさとの歴史を辿ってゆくとき、それは途方もなく遠く、 はるかな遮蔽雲の彼方

である。

や遺物によっ そのことは当時交流もあったであろう隣接地の処々より出土する縄文、 て窺い知ることが出来る。 古墳時代の遺跡

大宝律令が制定された大宝元年(七〇一)以後のことである。 それが文書によって知られるようになったのは久しく下って蘇我氏の滅亡(六五五)後、

全国を畿内七道五十八国三島に分った。 伊予国は十四郡でなりこの地は浮穴郡と呼ばれ、文書に顕れるのは大宝律令制定時 四国は南海道の内に入り、 この地を伊予国と稱

より後れること四十七年の天平十五年(七四三)のことである。

郷と改稱した。 たとも云う。 を廃して村と改めたと云う。 郡の下には行政区として里を置いた、 更にのち天正八年 一説には文禄元年(一五九二) (一五八〇) 里は、 織田信長が大和検地を始めるにあたって郷 後奈良時代に入って霊亀元年 の検地に於て秀吉が之に改め (七一五)に

郷で形成され、元は久米氏の分れである浮穴直千継に賜ったと云われているが自然の大川 (伊予川) の流れは永く行政区画の障壁になっていたようだ。 浮穴郡は概ね伊予川 (重信川) の南岸に位置 して井門郷、 拜志郷、 荏原郷、 出部郷の四

であったといわれる。 拜志郷は上林、下林、 則之内、 井内の四つの里で主として同族の主長を中心とする集団

凡そ千三百年のむかしこの上林の里に人の集落が営まれていたことが記録されているがそ の他のことについては詳しくは分っていない。 大宝律令 (七〇一) によってはじめて上林の名稱が公文に示されて いる。 即ち今日より

古蹟史に仁平三年(一一五三)源三位頼政が怪鳥を射たる恩賞として上林、

恵原、

淨瑠璃寺五邑を賜う、

頼政官司を置

き租税等の事務を執らしむ、

その官舎跡は



(一六四六)のことであると誌るしたものと下林村としたのはずっと下って正保三年産:郷のうち林村を上下に分って上林村姿が史上に顕れてくる。

年七月二十三日大政官布告で郡区町村編成

穴郡と下浮穴郡としたのは、

近く明治十一

広範な浮穴郡を上下に分っ

- 11 -

等を給うとあり、漸く具体性を帯びた邑の

て所領七百二十町田窪、

津吉、

上林、

た二名集にも土岐頼政鵺を射たる功によっ恵原町村の新居純屋敷であると謂われ、ま

たため別に代官を置いて収納等に当ったことが多かった。 法によって分合されたものであるが既に藩政期に於ても久万山地方は地理的に辺境にあっ

郡の廃止分合によってこの地は更に下浮穴郡より温泉郡となった。 明治二十三年上林村、下林村、上村の三ヶ村が合併して拜志村が誕生した。 明治三十年

昔より の大川による障害を退けた画期的なことであった。 更に昭和三十一年重信川を隔てた北側の北吉井、南吉井の両村と拜志村の三ヶ村が合併 て重信町が生まれたのは重信川の架橋によって両地区が結ばれるようになり、 った土地である。 一個の団塊上林の邑として歴史的には川南に連なる荏原郷、 今を去る千三百年大宝律令制定当時の 更には久万山との関係 古来より

が深か

神 々 0 集 落

深い信仰を捧げている。 此の里の産土神拜志神社は上林部落二百戸の氏神であり、 古来この里の豊饒と平和の守護神である。 また鎮座地下林八幡の人々も

五九) 御座船大時化に遭い、 浮穴誌」「伊予漫遊記」等の古書を綜合するとき、 として斎き祀るに始まるとある。 に拠をもつ者、 の将河野通有主従この社に祈願し大いに奪戦し勝利をおさめたる報賽として神田、 御祭神は正八幡大神と稲荷大明神である。神社の縁起は社伝及び「伊予古蹟誌」「伊予 の八月、 豊前の国字佐神宮より御分霊を山城国男山石清水八幡宮へ御奉還の途中、 その宗主河野氏の信仰により御分霊を当地に勧請し、この地の産土の大神 伊予松前の浜に難を避け風波の治まる間寄港した。この時下林別府 その後弘安四年蒙古の大軍筑前博多に来襲のとき、 正八幡大神は清和天皇の貞観元年(八 神鏡等

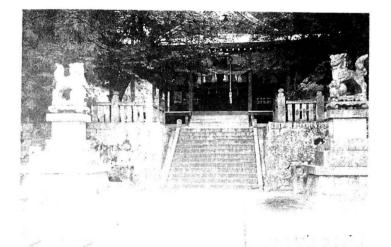
多数を寄進し奉り、 また稲荷神社は、 古く花山(上林)の里に現われ給いし老翁を祀る社があり、 ために又の名を「鏡ノ宮」とも崇め稱し奉る様になった。

九年 の御分霊を勧請し稲荷大明神を奉稱し斎き祀る由。 (八一八) 九月九日、 山城の国稲荷山より越智宿禰、 この里の豊饒を願って稲荷大社 のち弘仁

天正十八年太閤秀吉の治政中、 正八幡宮へ合祀すと誌す。

より参道神田等寄進のことあり。 天正二年荏原の前の城主由並壱岐守通資、 同八年志津川岩伽羅城主和田 山城守通勝両

ろ、 五五)本殿を夫々改築あり、 その後社殿は二~三百年を経過し老朽甚しく、 社殿等築造の記録は延宝六年(一六七八) 一年に改築された、 昭和四十四年~四十六年にかけて本殿の大修築、 てとり行なわれた。 この旧社殿はその基構よりし 降って明治二年玉垣、 更に拜殿の南に周囲に濠を巡らした境内社の厳島神社も同六 拜殿、 修改築は焦眉の急務として懸案中のとこ 同十年木造大鳥居の修改築がなされた。 寛保三年 て古い時代よりの鎮座と推測されるが 拜殿の改築、大鳥居の石造改築等が (一七四三) 宝曆五年(一七



拜

志

みるに、 出部等々の郷よりなり、 奈良時代に入り霊亀元年に至り「里」を 「郷」と改稱した。律書残篇、 戸は概ね七十~百人の一族の集団であっ 古代行政区を定むるに「戸」を基とした、 則之内、 概ねその五十戸を以って「里」とした。 伊予浮穴郡は井門、 井内等の地域より成る。 拜志郷は上林、 拜志、 和名抄等に 荏原、 下

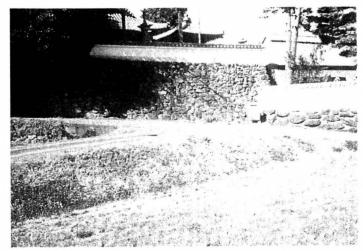
その沿革については不明である。

社

神

る意味をもつものといえよう。 の名稱をこの社に留めたことは蓋し深遠な 社と尊稱し奉る。 大正四年県 の指令により、 千何百年由緒古き拜志 この社を拜志

-15 -



法 蓮

吉祥山 寺

堯音和尚は松山市立花橋他、

一月、

当寺の火災等による心労も重なった

のであろうかこの寺で歿した。

村より祭祀に係わった城山天満宮、

荒谷の山之神社などの他に、

この上

林村内には古来、

小寺院や小社の堂祠は他

架設等公益に盡し著名であるが文政三年十

出火により御本尊をはじめ、

檀徒の過去帳

他悉く灰爐に帰し不明になった。堯映の師

二年(一八一九)

四月八日住職堯映のとき

薩である。

その開山縁起については、

文政

は真言宗豊山派で御本尊は十一面観世音菩

また村の大方を檀徒とする吉祥山法蓮寺

も今はさだかでなく、 郷に比し極めて多く、 その縁日には講中によっ その近隣の小組を中心とした講中によって祭祀が行われたものであ むかしは神々の集落の感さえあったであろうか。 数々 の祠堂 の由緒

て通夜が行われ、 或は念佛が唱された。 それも時代により

史を秘めるものもあったかも知

その中には千年の歴

れない。 の御前に額づき蒼い月光の木洩 蔭の中に建てられたこれら祠堂 且っての時代村人は山辺の木

たことであろうか。 坊の中には我か国古来の

何を祈願し何を念じ

幾多の橋梁の

山嶽信仰の神々も多く、 金剛院には住持として泰周という修験者が居住 たことが文政五年 五本松の金剛院、 〇八三三 の他村に残る古文書によってしるされている。 場所不明の千香院などは石鉄山蔵王権院の末院 していたことが判っ ている。 また他の寺堂 当時



院 松 金 剛

本 信じて信仰をあつめていたもの 念の退散、 より風雨順調、五穀豊饒或は怨 の他諸々の行者が夫々の教義に

難病

の平癒に竒蹟を

は札場の森御前宮は慶安年中 であろう。 土地住民に関係する向として

五

井神社は大阪落城後失脚した、 御分霊)を背負い、 (一六四八~一六五二) 山を越えてこの地に来たり祭祀するに始まると云う。 元当地の花山城主森伊豆守を祀ったものであるとされ、 土佐の長曽我部氏の家臣佃一族が御神体(実は出雲大社の 花山の安

数多くの堂于を営繕し、 に輝くこころの世界であったであろう。 その他のものについては伝承もなく不明であるが、 こころ豊かに祭祀をつづけてきた人々の生活は想像も及ばぬ清閑 往時乏しい生活の中に淨財をもっ 7

られるようになったものもある。 その由緒を尋ねることも出来ないままに、 今僅かにその祠堂の跡を伝承によって のみ

院、 信心のこころを希薄にしたことは否めない。 れより大正期に至り漸次廃止統合へと凋落の一途を辿った、 明治維新時、 坊は淫祠邪教として撤去を命ぜられたものも多く、 神佛混淆禁止の令により、国家神道を奨めた。 信教の革命が押し進められた、こ 西欧物資文明の影響が大きく 廃佛毀釈の浪は諸々 の小社

これら小社の多くは城山天満宮の境内社に合祀された、 この社を一名合社さんと呼んだ。

る。

熊野信仰や法華の行者、

たことを物語っているものもあ

の中にも墓石等により住持が居

長 寺 か あ 中には再び元の宮居に遷座されたものも多々 の総動員ともいうべきであろうか、 へと進行するにあたり、 して った。 かし世は巡り、 他に江戸時代に建立された、

石塔が多く見られることも、 その信仰者をもった土地柄の すものであるが、 いるものであろう。 図は小社、 のもある哉と危惧される。 祠堂等の所在地 既に不明、 の概要を示 不詳のも の修験者 端を顕

道は大正期の旧道 ⑥ ⑤ ④ ③ ② ① 龍 ① 山 白 天 茂 (13) 三 三 神院社社社社 12 友清

 ⑩ ① ①
 ① ② ③
 ③ ②
 ⑦ ⑦ 天
 五
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 申
 36 田中 37 33 33 击 88 ²⁰ 86 6] (3 D 谷 五本松 20 29 29 29 29 29 19 天愛天和三新六 王宕王霊宝蔵 13 (I) 社社社社社坊社 9 4 2 3 1

-21-

6

-20 -

日本回国

0

昭和初期より大東亜戦争

神道の昻揚~神

々

小社の

エッセー

おきせさん

大正末年前後私の通った上林小学校は御存じ皿ヶ茂の北斜面に位置し、山と山との中に二百戸にも満の北斜面に位置し、山と山との中に二百戸にも満の北斜面に位置し、山と山との中に二百戸にも横図のむかし森伊豆守の拠ったと云う花山城塞跡の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の山間の小学校は当時全校生徒百三十余名、教員の北京では、山と山との中には、山と山といい。

あった。

たり、 まわっていた老婆の姿が、この木と共に印象的で 先から水滴がきれたこともない程忙がしげに動き さい一本の椎の木があった。 桶のつるべであった。 プに替わったけれど、 に深くて水の冷たい井戸があり、 から手当てをうけた思い出がある。 少し腰の屈みかけた姿勢の、この律義のかたまり てくれた。 達のためにお婆さんは滑車を繰って水を吊り上げ くみた。 の様なおばあさんは何くれとなく子供の面倒をよ おきせさんという小使いのおばあさんがい 極寒期には清掃用にこの水を大釜で沸かし 私も転んで脛をすりむいだときお婆さん その井戸の少し西側に大きな楓と梢小 たえず水を飲みにくる子供 入学時は滑車を利用した木 箒を片手にいつも指 のちに手押ポン 小使室の出口

ある。

るとき、その隣に自然石の大きな無銘の墓石があ

後の私の眼にも奇妙に感じられた。として弟というにはたしか兄佐太郎、そして弟にとよさんという二人の息子さんがいた。でっぷだほど近い元天野家の屋敷跡近くに住んでいるらだほど近い元天野家の屋敷跡近くに住んでいた。であさんは何の用があったものか、時たま私の家にも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いでにも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いでにも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いでにも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いでにも訪れた。その都度冬でも軒先に履物を脱いである。小学校入学前後の私の眼にも奇妙に感じられた。

その後のことについては一切記憶にない。頃迄は引きつづき学校に奉職していたように思う。

つい先年、

善福寺の元森庄屋家の墓地を改修す

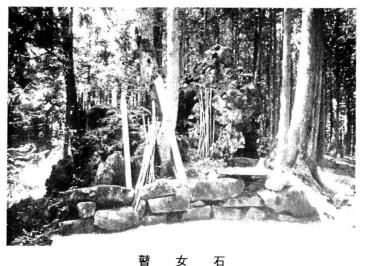
り、誰のお墓だろうということになったとき、事 情を知る人があって聞くところによると、これが あのおきせさんのお墓だということであった。お きせさんは明治末年頃迄元森庄屋家やその親籍の 天野家に奉公していたということであり、両家が 松山市に去ったあと小学校に奉職していたのであ ろうか、そんな過去の縁由でここに葬ったのであ ろうということであった。

きせ婆さんのお墓である。のために身を粉にして働いていたあの昔気質のおのかのかしから現代への移り代りの中に邑の子供達

瞽ご 女ぜ 石は 物 語

古い時代のものと考えられる。 伊予 の古い史書にこの物語りは述べられている。 その時代も筆者も不明であるが可 な

さてこの時邑人達はこの瞽女に一飯の施しもせず願いを聞いてやらなかったため。 用いられていました。 多分一宿一飯を乞うたものと思われます。 その意味を詳述すると次の様なものである。 瞽女石という石があります。 山岩屋寺の霊場があり。 て糊口をつなぐ薄幸の女性が道を迷っ 久万郷には四十四番札所の菅生山大宝寺や、 山中ながら信仰の里として訪れる人も多かったようです。 むかし一 てこの土地の人に道を尋ね助けをもとめました。 人の瞽女、 昔は上林峠を越えて久万郷へ至る山路が繁く つまり三味線抔を弾き歌を唄い 四十五番札所の海岸 などし



石

とも云います。

は瞽女はこの石に寄り憩ったまゝ死んだ 死に、この石になったとも、また或る人 頼りに重い足を曳きずっ いきました。そして力尽きついに飢えて て山路を登っ

7

ります。 た久万郷川瀬村畑之川へ その石は集落より略千メ の通路の傍にあ ル程も登 つ

でその悪霊をうち払う大護摩祈禱会を行 いました。 の怨霊の祟りであると畏れ祈禱師に頼ん 奇怪が瀕発します。 その後どうしたものか此の邑里に病気抔ぎ そこで邑人達は瞽女

後世この物語りに附会した戯作もあるようですが意味のないものです。 この物語りは困

窮者へ の労りと慈悲心の功徳を訓えた物語りです。

今日も地元民の祭祀の塔婆や訪れる人の杖等が奉納され、 瞽女石は荘厳な巨石で昔日の如く旧山路の傍に在って何事かを語りかけているようです。 薄幸の瞽女の霊を供養してい

花 山 城 لح 森 伊 豆

ていたものか、 むらの中心部、 その起源は判っていない。 林川の右岸に屹立する山砦花山城 (天神森城) は何時の時代から築かれ

浮穴郡面河に若山城を築き、 尾州阿久比の久松一族で、 これにいた菅氏の伝えによると。 のち伊予に来たり河野氏に仕官した。 菅氏は遠祖を菅原道真公 伊予入国から三



花山城跡と大野陣跡

その後暫く花山城主の消長変遷につい

ては不明で

城を退き山を越えて面河に至り若山城を築いたと云 れ浮穴郡拜志郷の花山城主であったが、 (一三七二) 菅式部介菅原高善のとき、 小笠原兵庫頭政長という者に攻められ、 道後平野の東のはづ 文中三年

た。 房実の属城となり、 事として重きをなす、 あるが天文年中 ○五三一~一 城代相原土佐守が之を守ってい 荏原郷の棚居城主平岡大和守 五五五) 河野家の執

斯ういう説は全国に弥漫しているので信用し難い。 花山城の北麓にある城山天満宮については仁和四 (八八八) 菅公来輿の地に祀る、 との説もあるが、

別に社記には、 日に至ると謂う。 の神として祀ると。 天文年中平岡主水 その陪臣菅能伊織なるもの社殿を修理し、 (房実) 相原土佐をして之に居らしむ、 夏季祭典を修し継承して今 とあり居城鎮守

うになったことも考えられる。 たことに始まるものではないであろうか。 これを思うとき、菅氏この城に在るとき、 そうして此の頃花山城を別名天神森城と呼ぶよ その遠祖菅原道真公を城の守護神として祀っ

有事 持久には適しない 戦国期各地にあった斯うした城砦は、 のとき臨時に楯籠る據点で、 ものが多く、 花山城の場合もこの例外ではない。 攻めるに難く、 堂々たる威容を誇る建造物をもっ 守るにも水や兵糧等の補給において長期 た城郭ではなく、

され、 米と離れ の遺構であっ 花山城への城戸 城台や二ノ丸と覚しき平地も重機により削平され、 ない たが、 所に敵の進攻に備えて二ヶ所の掘り割りが設けられていた、 口はその東南、 昭和末年に至りこの尾根に沿って自動車道が設けられ、 花山集落より尾根伝いに間道があり、 城台の平地は倍増された形にな 城の本丸より五十 往時を物語る城 古の遺構も潰っる

ために真に残念なことである。 績保存の声が高い中で天文の昔を偲ぶ遺跡が知らぬ間に簡単に葬り去られたことは郷土の 二ノ丸と覚しき平地に連なっ て西側も削平され元の姿とは異なったものとな

り運ば 秀吉が全国平定後、 戦国期城台には雨露を凌ぐ多少の施設もあったことを物語るものであろうか、 れたと思われる多少の川石が現存していた。 国一城の他は命により取り毀されたと史書は伝えている。 戦国期各地に在っ た斯うした小城砦は 麓 0) III よ

伊予に覇を唱えた河野氏もその晩年は勢威も不振で旗下の武将の間にあっ つ て利権の侵犯が絶えず相争う弱肉強食の戦国時代であっ ても勢力 0) 消

能伊賀守通達を攻めた、 野家譜の記述によると、 て久万山に引き揚げざるを得なかった。 荏原の平岡房実に伯仲する有力者に久万山の大除城主大野紀伊守利直が 山 城に移って抗戦 通達は城の飲料水を断たれて保つを得ず、 利直は天文十三年 (一五四四) 次第に戦況を挽回し大野軍は処々の戦で敗れ、 同郡小手滝城(川内町井内 暗夜に城を遁れて要害 たあった。 ついに旗を巻い 陽河 の戒

利直はこの敗戦は平岡房実や久米郡岩伽良城主の和田三河守通興らが戒能氏を援けたた

めであるとして深く遺恨を抱くようになった。 利直は兵を養い鍛えること九年、 ついに天文二十二年八月この鬱憤を晴らすべ

く兵を発

カモガタキ西方に在る矢取り地蔵尊 間にある高籔に陣を進め対決し 述べられている。 る上林の花山城を襲ったことが でわざと敗け色を見せて皿ヶ嶺 防があったが大野軍は陽動作戦 大野陣と呼び、 してこの度は平岡氏の枝城であ 「おのじ」と云う。 大野軍は花山城の南方指呼の

この陣地を上林の地元では

今では訛っ

7

両軍互に攻

である。予め山中に待機した伏兵によって之を包囲した。 山麓に向かっ の中に悪戦苦闘し死屍は山を築いた、上駄馬の千人塚はその屍を合葬した処である。 て潰走した。 相原軍は勝機至ると勇躍して山中に突入した、 術中に嵌った相原軍は四面楚歌 大野方の思う壺

江戸期に至り供養のため地蔵尊

上ダバに在る千人塚地蔵尊

は二人の名に因んで四茂ヶ嶽、 兵により殲滅された。 弟をはじめ、 が祀られた。 大野方の四茂太郎、 そり立つ二つの嶽上に待機した 戦では矢取り地蔵東方に追撃し た一隊は白糸滝上流の東側にそ また一方上林峠、 死出ヶ成周辺の伏 加茂治郎兄 遅越附近の この岩山

加茂ヶ嶽と呼ばれている。矢取り地蔵は此の地に散華した兵の鎮魂の為に安政四年に至り加茂ヶ嶽と呼ばれている。矢取り地蔵は此の地に散華した兵の鎮魂の為に安政四年に至り

祀られたものである。

に寄手の大野軍の将として戦勝に貢献したものであろう。 兵衛)家元や菅右衛門尉以下手勢五百騎を以って之を守らせたとある。 騎下 花山城敗戦の守将相原土佐守は辛くも命を拾って荏原の棚居城に逃げ帰った。 大野利直は奪い取った花山城を守るため、同郡久保野(窪野)の真城ヶ嶽の城主である 大野紀伊守はこの大勝によって宿怨を晴らし凱歌をあげて久万山に引き揚げた。 の森伊豆守家継を花山城代とし、その三人の子帯刀家重、民部家員、三郎太郎の森伊豆守家継を花山城代とし、その三人の子帯刀家重、民部家員、三郎太郎 森伊豆守もこの戦 (三郎

騎であった。 合戦に参加したものであろう。尓耒森伊豆守家継は元亀三年(一五七二)迄は大野氏の寄 戦国の世とて兵農一致の時代であるから、平時は農業を営み有事のときは武具を執っ 7

威三嶋宮の宮司である別府氏に伝わる「源姓本名森氏畠山之系図」がある。 森伊豆守家継の出自につい ては伊豆守妾腹の子家員の後裔と云われる現重信町野 森伊豆守家継 \blacksquare の徳

月合也数上花日城。寄日土中之廿依藏子住汞 徒件四大明源 往佐山大主 五张成内應太 六十六年雄城野 位国中籍 4四正携防羊机夫,被精安速奉新官粮千氏已 元胸武国伊文,置通整江之特为十 余细己 右侍被毋卯角 軍等四騎之年尚各抱大年山 裁到時十 年家保守直至,自社家細十丹目今千河月 伊 于介月藏 藏同正继没唐玖尼久凡也女灸州八万江野科 张美二 落實,浮年 保禁 仲丽遵辛豫州 州连日 P 站花秋城龙八、 叶大同人年山未州家宣家 吉女 生大 是代都月立野月午二旬年令谜通道 於藏 防州 年一城利相林十城益七津月连八志十立封 五转代益原都六 蔽象九城娶灸月我五父

森系図中の森伊豆守家継の項

別府氏所有

の鳩を配した「加護ノ紋」を常紋としたが、

に至るまでの二十一代の事績について詳細なる記事は茲には割愛して代々の名のみを誌るすと、清和源氏に発した由緒ある家系の末葉である。清和天皇―貞純親王―源経基王―満仲―頼光―頼義―義家―家親―家産―勝家―忠家―初家―兼家「一基家―家孝―家澄―家斉―家祐―家定―家則―家継に至っている。この系図について特筆すべきは、その冒頭に珍らしくも家校の由来と変遷について詳しく書き誌るされている。茲にはその変遷について畧記すれている。茲にはその変遷について書記すると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽ると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽ると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽ると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽ると。はじめ家信のとき違枝の桜花に二羽に至るまでは、

母は大内

叔父、 いる。 り之を替紋として用いた。 を絵描いた陰陽の紋を重弘に賜い、 のち祖父義家 秩父ノ 太郎太夫重弘がその着服を與え給い、 〈長治二年 (一)五) 更に二代を経て、 之を替紋として用いるようになったことが誌るされて 殁〉 より「朝日に一羽の飛鶴」 重家元服の治承二年 重弘の常紋である桧扇之中 一七八) を絵描いた紋を賜わ その外 に五七 の桐 0)

森伊豆守家継につい て次の如く述べられている (原文漢文)

奥の女、 源太郎、 将軍家丹州亀山 十四歳にて予州に合力して忠戦す、 木氏綱を追討の時河野通宣、 疋といっ を娶る、 四歳 て郷士である)となる。 畠 山森蔵 人は宇津城主大野安藝守直家である、 の中秋抱えられて予州吉藤舘に移り伊予国地侍 より御進発の時之にお供し奉る、 森大蔵明応四ェ卯年正月二日防州大内舘にて生まる、 通直父子七千余騎を率いて江州に至る、 従五位下、 依って位官名等に任ず、 右馬介、 同十癸酉年二月宇都宮遠江守豊綱 同月二十九日河野晴通殿が家継兄弟を 伊豆守永正六。巳年十月将軍家佐 同八辛末年八月二十三日新 (筆者註、 家継十五歳弟家秡 地侍とは一領一 の女

内なり、 を散ず、 実の城代相原土佐守防戦すと雖も保つを得ずして沒落す、 二十二癸丑年八月十六日大野紀伊守利直、 大野直家の寄騎とし これより家継は花山城代となるなり。 同二甲戌年五月十六日卒去八十歳 て附けおかれる、 これより浮穴郡久保野の真城嶽城主になる、 浮穴郡林郷の花山城を攻めた、 天正元癸酉年正月諸郡一騎合衆十四家の これにより利直は往年 平岡大和守房 天文

としるされ ている。

府家員の子家氏を迎えて養子とした。 子家重には嗣子なく、 神社の神官別府美濃守越智敏行の養子となり、 の長子家重は既に天正元癸酉年二月七日に六十歳にして卒去している、 家元もまた天正九辛巳年六十六歳にて卒去した。 末弟家元が宗家を嗣いだ。 美作守家員を稱するように 家継亡きあとは三男家元が花山城主とな 家元に男子なくその嫡女に二兄の別 二兄の家員 家継在世中 な つ 7 11 は 築嶋

森伊豆守家継よりの関係を図示すると)

歳にて卒去した。 が笹ヶ峠で奇襲に遭ったとき大野方に合力し合戦中矢疵を負い、 家氏には家敬、 家貴二人の男子があったが家敬は土佐の長曽我部氏の策畧により大野氏 天正二年十月二日、 十九

正十三年河野家滅亡のとき家貴いまだ若冠二十七歳の青年であった。 家貴天正六年主家河野氏の命により丹州出陣の軍功により森伊豆守を許されてい 伊豆守家継以来花山 た。 天

城主は家元~家貴と継承されていた。

ちこの地に下野したのである。 発つとき三津浜乗船場にて主上に最後のお暇を申し上げ、 天正十五年七月九日河野家最後の屋方通直公はその令室の生家、 以後林村に退いて閑居すと。 毛利氏を頼って藝州に 即

ここに於て森伊豆守系図は筆を止めている。

門維安、 吉五郎祐恒、 主たるものは、 しく中には時代を同じくしない人名が並記されているものもある哉に思われる。 土屋傅五衛門基綱、 これよりその家臣の多くは共にこの地に下野して農耕に従事するに至った、 松岡主税忠賢、 山内六郎兵衛久尚、 相原七郎盛宗、 菅民治郎堯成、 森蔵人友清、 森重郎高房等二十八氏であったと伝えているがこれは後日の覚え書ら 森平太郎宗直、 金子庄三郎景知、 日野五郎衛門為一、 菅新左衛門広行、 森治左衛門文仲、 森平右衛門兼守、 森源治郎茂徳、 平岡源三清元、 赤野藤左衛門元国、 森主税基治、 岡田四平勝通、 佐々木八郎直房、 森五郎衛門孝之、 佃平八郎介政、 高西杢左衛門正知、 森右近、 森茂八郎忠勝、 その家臣 相原政右衛 松岡権之介 大野帯刀 菅 0

村の百姓と生活

落の共有地として管理されることになっていた。植栽による人工造林事業は明治三十年以 た便利の良い所は家畜の飼料として夏季は日々これを採収し。 があるが官地の他は薪炭林と採草地で、豊富な山草は秋苅りとして翌春田地に入れた。 古来産物は米である。広大な山の恵みに援けられた。 んじて実施されたものであった。宇吉氏はのち朝鮮に雄飛し広く造林事業に活躍した。 元庄屋家に生まれた区長の天野知規氏や花山の菅原宇吉氏等の提唱によって他村に先 ヶ嶺の北麓に位置し、 東と西に起伏する山の間に開けた肥沃な耕地をもつ村である。 山は官地と部落の共有地と私有地と また一部は屋根葺き用に部 ま

れら郷土の造林は大戦中や焼土復興期に村民に多大の貢献をした。

た。 上林は自然水利に恵まれ産米は豊かな山草の施用により良質をもっ て上林米と評価され

いたことを物語るものであろう。 く河水の氾濫による耕地の流失や、 施されたようであるが、 月二十七日の郡奉行所日記に上林村新田畑新竿相済の文書があるから時には部分検地が実 他村の場合江戸時代屢々検地によって増減があったが、上林村の場合、例えば宝暦二年十 以来のものであったと推測され、 公稱された米の生産石高 その先後に石高の変更がなかったのは大川 (草高) 幕藩時代一貫して明治に至るまで変ることがなかった。 開拓等のことがなく、 は村高で六七六石二斗であった。 一定して平穏に耕地が守られ (重信川) これは多分太閤 の流域

である。 水 田 (坪) の水張面積は藩政時代各藩区々であったが、 村内では実質昭和初期頃まで一部には旧畝をもって唱える慣習も残っていた。上 現行は六尺平方をもって一坪となったがこれは明治十二年以後のこと 松山藩の場合は六尺五寸平方を以 7

林の水田は概ね旧畝で百町歩とされていたようだ。

取りの方法と、定免制といって予め地力により生産高を決めて貢納せしめる法とがあった 民で半分は貢納米として貢納しなければならなかった。収量の査定は坪苅りを行って検見 あげれば百姓自身の利益にもつながり、 虫の大発生等により一部に収穫皆無に近いこともあり実質妥当なものであったのであろう。 その内藩への貢租は江戸時代初期より享保の頃までは概ね四公六民、それ以後は五公五 今日これは高いものとは言えないが、 検見取りはその繁雜さと従っ れに拠ると村の石高六七六石二斗は平均反収六石七斗六升余である。 て費用の流失が過大であり、 特段の例外の他は定免制であった。 時には天候不順による冷害、 定免制はより多くの生産を 時にはウンカや螟 反当凡そ一俵半

新畝に移行してのものであるから江戸期のものは更に低かったことは勿論である。 石八斗九升三合、 だ明治三〇~三二年の県下の平均反収は一石三斗七升で、 江戸時代反収一石以上をあげることは容易ではなかったことは、 県下で反収二石に達したのは明治四四年であった。 明治四二~四四年時のそれは一 米作技術が長足に進ん この明治期のものは

比較すれば夢の様 歩改善は収量も飛躍的に増加し反収四石を超すものも実現するようになった。 稲扱ぎは千歯扱ぎより足踏み脱穀機へ、更に動力籾摺り機、 うになった。 正条植が強制的に普及され、大正元年頃より、 各種油粕が用いられたが明治期以後は品種の改良病虫害の防除、 たことではない 大正四年住友肥料により合成硫安が製造されるようになった。 な現実である。 が、 藩政期は稲の肥料にしても山草、 八反摺り、 人馬牛の糞尿、 コロガシが除草に用いられるよ 大戦後は万般に亙り急速な准 施肥の改善や明治三八年、 昭和初期より 江戸時代に

分家をする場合でも分家の分け分が一町歩以下では分家を許されなかった。 近村の古文書 農民中の 末期に近い 戸 エリ 頃にはこの制も緩和されて五反歩となったようである。 の中に、取り立て、百姓となす、等と云う言葉もある。 ートであった。その他の者は被傭者で農耕に従事した、 の農民は土地を私有し てはい なかった。 町 歩以上の 五反百姓という言葉は 史料によると冨農者が 水吞み百姓である。 自作農を百姓とい 江戸時代でも

がない」 至難の業と歴史は教訓している。 な 障をきたし徴収率が低下したからである。 一部史料により考えられるが孰れも隆替の歴史の中に埋沒してきた。 小さい乍らも一かどの百姓という意であろう。農地の細分化がすゝむと貢納米の収納 いが 大地主は個人で凡そ二十数町歩以上の田地を所有してい 杯の諺が地元に私語かれている。 藩政期、 必ずしも三代にはこだわらないが長期の安泰は 元禄以後上林村内に於 た者も複数にあったことが 「三代つゞ ても同 いた長者 時期 では に支

出 地の取得流動は容易な業では 「来るようになり勤険にして順調なる者は次第に農地を買い増すようにもなった。 明治以後終戦時までは農地の取得につい なく遅々として進まなか ての制限は廃止自由化され、 った。 各人農 地の 然し耕 取得が

争議が発生する等無産階級の言論の台頭に政府は頭痛の種を抱えつつ大戦に突入した。 前よりの日本の思想動向の趨勢を研究熟知していたため、 和二十年長期に亙る大戦はついに力尽き無條件降伏の余議なきに至り占領國アメリカは 上林は比較的保守性が強かったが大正期以降デモクラシー思想の波及により各地 この國の共産主義化を未然に防 に小 昭 作

あった。 在村地主の主たる人の合計推定百五十石であった。農家の主流は られたものもあり定米二石の上田を五俵地と呼んでいた。この大地主の所有田の総面積は 区々である。 、ため、 明治 地主の例を挙げると定米(年貢米) 町歩であったと考えられる。 初期以 その小作人は七十一名、 先づ農地を開放して小作人に之を與え見事に成功したとも言えるのである。 反当定米の額は田地の上中下によって各筆区々であるが一石乃至二石と定め 来、 昭和二十年まで七十七年の歳月が過ぎていたが、 他に村外地主の主たる人、 個人の最高の定米は六石八斗四升八合、 は百六十九石四斗七合で四斗俵で四百二十三俵余で 数人の定米は凡そ百二十石、 小作農と小作兼自作農で 終戦当時 最少者は三升と の上林最大の

た超法規によっ 7 力 + て一挙に施行され自作農化へ前進したのであった。 の指令による農地開放は敗戦時 の耕作者に対してその所有権を認めるとし あっ

戸数は一八〇戸、 農地改革が定着した頃 その面積は一三八町八反四畝歩、 即ち昭和三十三年の政府供出米要請の控によると、 供出量は各戸の保有米を控除したもの

解消され、 行われた際不整理地区を除き地主と小作者との権利関係を折半する形で地主、 作兼地主や自作兼小作農となった。降って平成初年、 田)として六反歩までが認められたため、多くの人が自作農となったが、 は七反七畝余であり殆ど平均化した。 で七十六俵、最少農家のそれは二反三畝歩、 四五〇五俵(一八〇二石)で最大農家の耕作面積は一町七反三畝、 圃場耕地は整理された美田と化し一部を除き自作農地となった。 農地改革時に在村地主の自作地以外の保有田 供出量は二俵であった。 農地の構造改善事業(耕地整理) 一戸の耕作平均面積 供出量は六十瓩俵 極く一部には自 小作関係は

ようが、 たこの村の前途、 にあって米価は低落し、 五年過疎法の制定による人口の減少が二〇%を超すものを過疎地と言うが、超過疎地になっ これは有史以来の改変である。永く多くの農民が呻吟し夢みた理想は実現されたといえ そのとき念願のユートピアは皮肉にももうそこにはなかった。世界的経済の渦中 その行方は静かな山並みがひとり人々の営みを見守っている。 加えて林材価格も凋落して再生産も至難の状況である。 昭和四十

I " セー

下林の尋常高等小学校の高等科に通う上

は古来上林より道後平野に出る主要幹線道路で の左岸に添った西山裾に、 「山とめ」と呼ばれていた。 現在の交通は八幡部落を経由する県道に集約さ 上林の二ノ瀬橋の元より下林の横根に至る林川 延々二粁余に上る往還

色が勝った山土の色調も親しさをおぼえるもので 人馬は山とめの往還を往来した。 大した屈曲もなく路面の黄

昭和七年頃までは旧道のこの道を通るよりも、 れているが、この県道が上林に向かって貫通する

山里の秋には柴栗が実をはじかせていた。 や草花が馥郁たる匂いを漂わせ、 れば夜露に湿った土の蒸せ返る香りと共に、 トになるこの山裾の通学路は卯月四月の候ともな 丈け前後の柴や茅が生い茂っていた。朝日のポケッ た低いなだらかな山は薪刈山であったためか、 来が尠なかった証左であろう。 い」が稀に路面を横断していたのはまだ車輪の往 少しは金輪の猫車も通ったが棘のある「へんびぐ トであった。處どころに馬糞もころがっていたし、 る駄馬がいて、米俵や木材その他の物資の流通ルー 林の子供達の主要な徒歩通学路でもあった。 この往還は古来永く上林村の人々の大小の希望 大正末期のその頃までは上林にも未だ十頭に余 この道の左手に添っ おとずれの早い

立てられた花道でもあった。と郷愁を秘めて、行き交った自然の大道具に飾り

担い篭に仕込んだ商品を天秤棒で担った一荷商人、御免許桶を載いたおたたさん、木偶人形を背負った旅芸人、時には矢立を腰にした越中富山の食った旅芸人、時には矢立を腰にした越中富山のであろう。

物外和尚逸伝によると、拳骨和尚の母は上林村の産でその父母は浮穴郡のこの山里に住んでいたと云うから、寛政のむかし藩主御落胤の暴れん坊寅雄寅様は、その美貌の母親に背負われてひそか に祖父母の住むその寓居に幾度かこの道を辿って 里帰りもしたであろう。

道であったと聞く。 「勝利が鼻」と道程の呼称もなつかしく、昭和の「勝利が鼻」と道程の呼称もなったい。たのもこのに有明けの月の影をふんで讃岐の金刀比羅詣りに、に有明がのがりがある。

る人は絶えていない。
昔日への慕情をとゞめつつも、戦後の急速な文化の飛躍的進歩は半世期のうちに大きく様変りして、今はすべてを忘れ去られたようにこの道を通りです。

上林村庄屋他村役人

た豪農が庄屋に任命されたものも稀にあった。 期以後は広大な土地を開墾して村を興し、若しくは多額の米穀等を献上して藩政に寄与し であった。庄屋は、元領主層や郷村に於ける実力者が任命された。例外として江戸時代中 て村々にはその首長として庄屋を任命して統治した。庄屋は藩庁において任命した封建制 幕藩体制が確立する以前の村の体制は判っていない。 河野家滅亡後幕藩体制の時代となっ

屋家の り選任された。 庄屋は世襲制ではなかったが特別な事情がない限り庄屋家一門の中 血統が断絶したり、 罷免されたりする様な事態があっ た場合は近村の庄屋家の中よ より任命された。庄

村々の庄屋は村政を施行するため、 村の大小により二人乃至四人の與頭を置いた。その

- 47 -

路橋梁 藩庁より郡奉行所 これら庄屋役代理や組頭は村役場であった庄屋の居宅に詰め庄屋を扶け村政に係っ の補修、 所有畜頭 採草地薪炭林の管理、 (牛馬) -代官所 の掌握や請願の受理等々であったようだが重要な業務は貢納米 大庄屋を経て来る布達の徹底や村内行政全般にわたっ 神社佛寺の祭祀や維持、 生活困窮者 の救済、 村民戸 道

の各人への割付であった。

あり家事を犠牲にして公に奉仕したことは今日の比ではなく為に財を傾けた者もあっ ないが他村の例よりみて庄屋で十俵、 上林村庄屋役の記録は森庄屋家の記録や近村の記録を綜合すると次の様である。 この庄屋と組頭を村役人といった。 組頭で二俵位でなかったかと考えられるが名誉職で 上林村に於ける庄屋、 組頭の給米 (年俸) の記録は た。

ぜられ 衛尉義豊が元禄十五年 前記義久の子傅兵衛義勝が延宝二年(一六七四)より庄屋を拜命した。 延宝元年 を勤めた。 生屋氏 改庄屋役を命ぜられ、 松山藩主蒲生忠知の寛永四年 た。 より器量抜群と評のあっ (一六七三) 二代目 三代目は家久の子傅右衛門家実が寛文六年 は義継の嗣子傅左衛門義久が病身に 役儀を退き森家を去り丹生屋姓に復した。四代目は初代義継の実子 北方村の入山 (一七〇) :: た傅右衛門家久が入っ (一六二七) より五代目庄屋役を命ぜられた。 権の紛争調停等についても盡力したことが同村の古文 森傅右衛門義継がはじめて上林村庄屋役に任 て慶安四年 つき、 (一六六三) 義継の女婿である下林 (一六五一) より被官した。 義豊は職務に精通し ついでその子源兵 より庄屋役 村 の丹

その子宇太郎義章が僅かに八才にして十代目庄屋役を命ぜられたが幼年のため大庄屋であ 子源太左衛門光冨が九代目庄屋役を拜命したが病身にて文政十年(一八二七)役儀を退き 門義実が八代目を命ぜられた、在職三十七年にして文化二年(一八〇五)に沒するとその が七代目庄屋役を命ぜられたが短命で明和五年 庄屋宮内與三兵衛義卓の子、 書にも残されている。 八五九)まで上林村十一代目の庄屋役を命ぜられた。 に月に富む、 を補佐したのであろう。 る井門村の豊嶋又五郎が三年間その後見役をつとめた。 (一八四七) 六代目庄屋役を命ぜられた。 継嗣なく親戚の中野村庄屋宮内家より宮内與三兵衛唯義が入り、 彼の死去に際しては特に代官より石塔料を賜い頌徳の碑文を贈られている。 領主の愛顧を受け褒賞を賜う、 義豊は嗣子伝太郎があったが早世したので嫡女マキの婚家中野 義章に つまり外孫の源右衛門義宣を養子に迎え享保二十年 ついて曰く、 明和元年 (一七六四)義宣の沒後、その長子幸四郎義通 然りと雖も不幸二十九才にて死すと弘化四年 村内の人心悉く服し志正直にして村内の竃日 (一七六八) に死沒したのでその弟林左衛 その後義章の妹田鶴が先夫山内弥次 その後は父の光冨が小康を得て之 安政六年(一 0



八七 ては名主、 三郎美業を迎へ安政六年より明治四年 屋十二代目を命ぜられた。 郎政意の沒後大庄屋家の豊嶋十郎 れたとあるが、 治五年六月九日庄屋制度は廃止された。 庄屋について辞書には主として東部に於 彼が死没するまで上林村最後の庄 肝煎り 関東に於ては肝煎、 関西に於ては庄屋といわ これを最後に明 の舎弟降 関西

受けた記録がある、 より名主とは幕府直轄地 伊予郡上野村の庄屋玉井家文書に幕府方 0 の違 天領 いを指摘され (幕府領) の庄屋のことを謂 お叱りを について

於ては庄屋とすべきであろうか。

ている。 とも言われてい 庄屋と呼ばれているものは幕府より他藩にお預けとなっていた土地故の例外であるという。 「謹慎」「蟄居」等の処分を受けねばならなかった。 庄屋のことを別稱肝煎と呼ばれたことは、 年貢米の収納については藩と農民との中に立って肝を煎る如く心労した役であった る。 村民の過失や違背については微細についても縁座連帯して「遠慮」 封建制度下一村の長として重視、 庄屋と村民との係りの一面を物語っ 尊敬された

享保飢饉秘話

ゆ う げ 塚 物

飢 餓救済 のために

享保年間 (一七一六~一七三六) は総じて天災の頻発した凶歳がつづい た。 即ち享保六

害の発生、 百姓は積年の疲弊に、 七年と連続して大洪水あり、 更に同十七年には連日の淋雨に作物稔らず、 その惨状は酸鼻を極めた。 つづいて同十年には一転して大旱魃、 加えて大虫害の発生と、 同十一年には大虫 当地方の

かの伊予郡筒井村の義農作兵衛が麦の種を枕に餓死したのもこの享保十七年である。

た。 萬霊供養塔は、 一方の激甚地浮穴郡下林村周辺界隈でも食うに食なく、 この時の松山藩内の餓死者は無慮三千五百と記録されている。 その後五十回忌の安永十年に往時の餓死者の霊を供養したものである。 力つきて命の絶えた者が多かっ 下林の別府にある餓死

この物語りはときの飢餓地獄の救済にあたって、 ついに自らの命を絶った下林村大安寺 -53 -

が出来たのであろう、 は例外ではなかったけれども、 ために屢 の住職宥玄和尚の物語りである。 神佛に縺る祈願祈梼も今は空しく頻死の飢民は草根をも漁り歩いた。 ~上林峠を越えて上畑野川地方に托鉢に赴い 宥玄は戸々に門付けして施しを乞うた。 この地方は焼畑農法の恩恵により、 た。 久万地方と雖も天災による災厄 多少の報謝による穀類は宥 多少の収穫は得ること 宥玄は飢民救済の

けるほどこしであったことを想えば思い半ばに過ぎるものがある。 はさすがに重いものがあったであろう。山の人々もまた前途不安のきびしい生活の中にお 玄の背により運ばれ、飢民の粥の素として檀家の人々に施與された。 度々訪れる宥玄の足

後にした。 享保十七年某月某日、その日もまた宥玄は上畑野川明杖方面への行脚を告げて大安寺を

り、また四十五番札所岩屋寺あり、 しかし度たびの宥玄の門付けは次第に当惑の色彩へと変化していったのであろうか。 古来久万郷の人びとは心豊かな環境に恵まれていた。 素朴なる民情と相俟って宗教心のあつい土地柄である。 郷内には四十四番菅生山大宝寺あ

い、我らが實りを掠奪するものである、 した多くの人々の衆議は決まった。 宥玄坊主を消そう 人あり、 宥玄は秋の作物の下見に度々おとずれている、 ----。消さなくてはならない、平和な村の生活を守るために、そう そんなこともささやかれるようにすらなった。 熟期を見はからって大挙して襲

いかにして宥玄を消すか、 痩せ細 7 た坊主一人を殺すには或い は一撃ででも斃すことは

易いことではあるが、 くてはならない。 謀議の結果、 しか し躰に残る突き傷斬り傷は役人の検視において下手人を出さな 一案に到達した、自然災害死を粧うということに意見が一

杖附近では山は峡谷に迫って急峻である。 上林峠を越えて上畑野川村に降ってゆく山径は南下する渓流に沿ってつづい 恰度その道辺には水飲み場がある。 ていた。 明か

岩壁から岩清水が流れおち、旅する人々の恰好の水飲み場となっていた。宥玄もきまっ

然羅災したこととなるであろう、と完全犯罪を計画したのである。 その山上より石をころがし落として宥玄を消そう、 てこの水飲み場で憩い、 空腹を満たしている。 そのときを見計らって、 万が一役人にきこえて検視のときは自 恰度崩れ口 のある

せる、 に見張りの者を潜ませ、 ぬ宥玄はしず 然し崩れ石の山上からは水飲み場の人の姿は死角に入って見えない。 こうした恐るべき謀議は一決し、 しずと山 径を降って来た。 時宜を見はからってボデンを振り、この合図をもって石を落下させ 日を予測し布陣して待つそのとき、 まぎれもなく宥玄の姿である。 そこで対岸 見張り番 斯くとは知ら Ш 腹

られた。突如岩石の地を蹴る轟音と共に何個かの落石は石埃り土煙りをあげ、 いだ。宥玄は今日も清水に渇をいやし、やれ一服という魔の一瞬、 て飛び駆り、 谷川に水煙りをあげた。その一個の一撃は宥玄の命を奪った。 合図のボデンは打ち振

畑野川の山野には何事もなかったかの如く昨日のように太陽は輝き、 切を語ることを断じてしなかった。 謀議 の者達は宥玄の亡骸を上方の畑の中に運び葬った。 幸か不幸か役人の耳にも届かなかったようである。 一同は暗黙の箝口令によ 蜩が啼いていた。 いって

ゆうげ塚哀

がて初秋の暁も白んだが和尚の咳の音は聞くことが出来なかった。 その日下林村大安寺では夜に入ってもいつもの如く宥玄さんは帰 つ てはこなか つ た。 4

何名 さんの消息は審かしくも沓として判らなかった。 ぞな」「存じませんでのー」 旅先で病になったのではあるまいか、檀家の人々も憂いの眼をもって身上を気遣った。 かの捜索隊員が組まれ、 の返答しか返ってこなかった。 いつもの巡錫地を隈なく訊き探しまわったが一切は さても不可解なものよ、 「知らん

が峠を越えて伝わってきた。 分與をうけた人々は優しい和尚の姿が佛の姿と重なってそこに写し出されたことであろう。 矢っぱり和尚さんはもう此の世の人ではなかったのか、 その後何年かの歳月が流れたころ、 風の便りに宥玄さんは明杖で亡くなった、 かつて痩せほそった手で雑穀の

そん

な

今はせめて宥玄さんのご恩に報ゆるために臨終の地に墓石を建て弔うことになった。

まれた宥玄さんの墓石がずしりと背負われていた。下林村大安寺檀家の人々である。 がつづいていた。南無阿彌陀佛、 某月、 某日唱名念佛を唱えつつ上林峠へ潅木の山径を登ってゆく一連の人々 ナムアミダンブツ、そのうちの何人かの背には新し く刻 0)

の人々 た人々としては忌わしい思い出より逃れたい しかし当時も謀殺の件は勿論、死亡の場所も、その塚も知らされてはいなかった。 その後何年かの後その墓石も台石の他はいずれかに失われた。 は明杖に至り、 臨終の場所も定かでないままに谷川筋の路傍に墓碑は安置され弔わ という願望の為さしめたものかも知れ あの日の謀議に加わっ 下林

そうし

て百年、

更にまた百余年の光陰が

流れた。

昭和になって後、

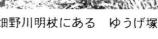
谷間に養魚槽が

作られるようになったとき、

唯一つ残って

いた墓の台石はその七~八メ

ル上方の



上畑野川明杖にある

三百 印塔 といわれる。 今その台石の上に重ねられている古 県道傍にある山霊大神碑の傍に移された。 実際に宥玄和尚遺骸埋葬場所は此 X の石造物は実は山の神塚のものである トルも下流沿いの現県道うえの西

斜面

0)

畑

0)

中にある。

二十個ばかり

の石

処よ

V)

て姿をとどめている。

んでゆ うげ塚とい か この縁由を知る人はもう殆んどい な

民救済 飢民救恤がその本旨ではあるが、 人達に対し藩の寛大なる処分を願う贖罪への布石でもあったのではなかろうかとも言われ 享保 の此 のため松山藩に対し、 のとき、 同所河 ノ内の名家、 荒備貯蓄された籾蔵を開い 岡右衛門の深謀は万一宥玄謀殺の件が露顕したとき、 石丸岡右衛門は貸付米百二十俵を棒引きと て大枚米二十五俵を献上し 7 いる。

享保大飢饉の恐慌時にあって、 わる哀 何も知られ 11 てはい 物語りである。 な 11 とのことである。 今は大安寺にすら宥玄和尚のことは記録もなく 飢民救済のために受難し命をおとした大安寺住職宥玄に (火災のた

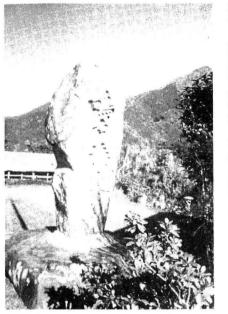
(これは隣接する下林村の享保飢饉時 が伺い想われるものである) ても近くの山地に自生する、 草根果実の山の恵みが村人の延命に大きく寄與したこと の惨状を物語るものであるが、 このとき上林

い宝篋

林 0 産 h だ 力 傅

その後永く田植えどき苗代田で腰掛けに用いたとか伝えられていた。 冠りものをとって屋根の庇に置き、 撲と大阪相撲と二分していた時代である。 ある。 天性恵まれた体軀により本場大阪の相撲界に入ることとなったのであろう。 その父文治さんは文化十四年二月八日に亡くなっているから重左衛門十三才のときである。 士がある。 この草深い上林の里にうまれ、 正月二十五日沒で十八才とあるから、 鳴戸海関は土山の渡部家にうまれた人である、同家の過去帳には文政五年(一八二 その一人は鳴戸海重左衛門、 江戸末期に大阪相撲界に上林村の名を宣揚した二人の力 身をこごめて中に入ったとか、 いま一人は頭取八代目をついだ押尾川巻右衛門で その突出した巨大さを物語るに住宅に入るとき、 生誕は文化二年(一八〇五)のことであろう。 その履き馴した下駄は 難波大寄の大関とし 当時は江戸相

六尺五寸 るされ 軍配を反しつつ。かたや伊予国上林村の産鳴戸海~〟と声高らかにその四股名が披露され熱 末は大関を約束される看板力士と謂う意味であろうか。 狂する群衆に嵐の如き喝采を浴びたことであろう。 れている。 (一九七糎) 力士は一面遊女芸人等と共に贔屓の客筋によって後援されていた。 大兵肥満の剛力としるされているから、 当時は大阪土俵におい その恵まれた巨体と剛力は、 ては行司が 身の丈



上林法蓮寺前にある鳴戸海重左衛門の弔幕

という、 来を妬むものの為に毒殺された ことであった。 十八歳のときであった。 それだけにあまり (一八二二) 正月二十五日の 鳴戸海重左衛門、 大器も開花を前にした 戒名 の強さに将 文政五

静海信士、その忌日を刻んだ供

養碑 の法蓮寺の前庭に建てられて いる。 郷党あげてその英才を痛惜したものであ

その詳 安政五年 名は御坂山紋治 から二十九才のときであろう。 末期に近い文化九年(一八一二)頃の生れであろう、 (一八五〇) また八代 尾 年 土俵引退後はその師匠、 その沒年は明治二年(一八六九)一月九日であり、 川巻右衛門とし (一八四〇) 11 記録は郷土には残されてい 八五八)四十八歳のとき引退というから足がけ十八年間 七月上取りとなる、 頭 取押尾 三坂山門次等度々改められたようである。 四股名は御坂山紋治として大阪中相撲四段目が初土俵であっ て頭取専務とし 川巻右衛門、 頭取七代目押尾川巻右衛門を襲名 弘化四年 四十歳のときである、 その ない。 て大阪相撲興行界の重鎮とし 四し 股: この道につい 名な 八四七) 三坂山 晩成型の力士であったと見え、 門丸 五月中 上取りは今日 次に 数え年五十八歳とあるから て詳 は瞽女童 最高位は前頭四枚目で 相撲上段とな 11 安政六年 て後輩 11 0) 土俵 の前頭格であろう、 池謙一氏 村 を勤めた、 氏 の指導育成に盡 り、 七月より八代 0 出 の記述によ 嘉永三年 たという である。 四股 江戸

スタ 一の土俵として秋祭りの行事として盛大に行われた。 由緒あるこの 押尾川巻右 とし地形を活用 衛門が故郷上林に錦を飾 土俵はのち倉元のお旅所に移され昭和十年 した上俵開きをしたのは安政六年 り、 おのじ 0 111 南面 頃の大戦中までこの地方の宮 八五九) の緩や 以降のことで か な地形を自 0

|て三坂山の四股名は土俵引退後はその門弟要岩政吉が二代目三坂 山 門次を襲名



松山市元町にある八代目押尾川巻右衛門の墓

建てら は松 坂山 頭取 尾川巻右衛門は優れた器量 して衆望を担った人であっ 門次 押尾川 Ш れ 市元町に門弟中 が襲名した。 7 巻右衛門は二代 11 る。 次 11 によ 八代目押 で た。 代目 目三 つ

明治二年一月頭取在職十

年、

五十八歳で沒した。

その

森治左衛門文仲について

(飯塚恵美子さんの手紙

があり、 を名乗った人もあるが一貫して別名治左衛門を襲 名してきたようである。 治左衛門家は又の名前を政左衛門・丈左衛門等々 衆の筆頭二番目に森治左衛門文仲の名前が見える。 上林花山城代森伊豆守家継譜代の家臣二十八人 字土山の薬師墓地には治左衛門家の墓が 字田中には治左衛門屋敷

代目の後裔という森儀三郎さんが同家累代の墓碑 を建立されている、 明治四十年に、 遠祖森政左衛門武仲以来二十一 それによると天文二年森政左

> 二年よりは更に四十六年も昔のことである。 疑問は残るが伊豆守が花山城代となった天文二十 年も昔の永正四年になり、何を基準にされたのか より四百年を遡及すると天文二年より更に二十六 衛門武仲以来四百年と刻まれている。明治四十年

契約之子也と戒名をしるされている。そして別項 門忰俗名右助という人が、 去帳日牌記の中に天明七年七月八日に田中次左衛 て氏社の棟札にも名を留めている。また拙家の過 ている。また寛保、宝暦の頃には上林村與頭とし をもって窮民のため食を施與した語り伝えが残っ 地に住み、その祖先は享保飢饉?のときには私財 のはじめ頃森儀三郎さんが他郷に移り住む迄この より当地に居住していたことになり、明治三十年 即ち治左衛門家は伊豆守が花山城代となる以前 先祖 (森辯蔵) 継吉の

であろう。墓碑は治左衛門家の墓地にある、 然居士も記録されている。これは右助の父なる人 縁家続柄記に寛政十一年には次左衛門こと法鐘飄 ではないが縁故ある人である。 血縁

れは夫れなりで意義をもつものであろうか。 るとのことである。素朴な間違いは含んでいよう 城主森伊予守の家老であった」との語り伝えがあ 塚婦人の記すところによると「治左衛門家は花山 ものについては何も知ることは出来なかった。飯 してみたが、家庭の事情で或は散逸したのか書き さんという方に何か上林の史料でもと思って照会 昨春儀三郎氏の嫡女で姫路市に住む飯塚恵美子 歴史の意味を変えるほどのものではない。 そ

郷にあってこそ、

ひそやかなる誇りとしてささや

後世の史論に左右されない素朴な語り伝えが異

です りつぐ人も訊いてくれる人もいないと思うと残念 最後のお別れをしてまいりました、もう先祖を語 近親者と縁家の姪達に扶けられてやっとの思いで 秋はじめて上林の御先祖様のお墓にお互い老人の かに息づいていることを感じた 飯塚婦人は七十六歳寄る年波に躰も不自由で昨

知れない余韻をひく重さのあるお手紙であった。 きにも似て風化する歴史の一瞬の輝きになるかも 諦観の中にも、 深山の峡谷に谺する落石のひび

まぼろしの宝暦事件

、久万山久米騒動

の江戸時代の長期平和は世界史上でも類例のないものであっ 慶応三年 (一八六七) 幕藩体制は崩壊し、 大政奉還して明治となるまでの二百五十年間 たといわれる。

激なる変化に、 圧政 の封建政治より自由民権の時代へ。 その方途に迷った大衆によりこの地区に於て一大事件が勃発した。 世情は大きく変動する。 旧政より一 転し 0)

毀し焼き払うなどの過激なる処置の強行は。 不安動搖した。 郎の蹶起によってはじまる。 明治四年八月十四日久万山一揆の騒動である。 山里ながら平和なる土地の生活に密着した信仰厚き小社を淫祠として取り 久万山は交通不便の地で斬新なる新政府の施策に対し民心は 変革に対して壊疑と不安をもつ住民には寧ろ 久万山日野浦村の庄屋の三男山之内金十

き賛同 京に居住を命ぜられると聞き。 封建時代の政治への追慕となり。 の旋風を巻き。 猟銃、 竹槍で武装し莚旗を押し立てて県都松山に向か 崇敬する藩主の留任を願うとした一揆は周辺農村に嵐 旧藩主であった藩知事久松定昭公が藩知事を免ぜら れ東 0) 如

達したといわれる。 ノ子村日尾八幡神社に達した。 途中 度々 の県吏の説得も効なく、 喧々嗷々たる一揆の熱気は途中県吏に暴行を加え、 三坂峠を下って久米村に達した。 その数は三千人にも 高井村西林寺、 鹰

得なか に加わ の騒動を機に久米、 た。 近辺村々でも人心は動揺し一触即発の不穏の空気は充満した。 松山県での説論も鎮静に効なく、 小野地区の村々はもとより北吉井地区他近在の農民も蜂起し暴動 ついに兵力大砲まで出動して阻止せざるを

たといわ なった。 上の対立 久万山農民の名分ある動機とは異りこの地区の暴徒の蜂起は社会に対する不満分子であっ れる。 があっ 古老の語ったところによると此の上林村からも血気に逸る何人かが竹槍をとって たと云われる。 封建時代永く村政の実権を握っ 此の近隣村々 の村役人は一転して暴徒 ていた庄屋、 組頭など村役人に対する感情 の敵視するところと

包まれ

渦まく暴徒嗷々 たる怒声と、 夜は放火による火災は天を焦がし地区一帯は異様な空気に

と云う。 火災は人心を更に異常へと指向せしめるものである。 窪田村の庄屋松田安右衛門、 さらに高井村庄屋相原元次郎の家は暴徒により掠奪放火された。 苅屋村庄屋詰所では簿冊類を持出し池の堤防で燃焼したその燻煙は連日に及んだ 同組頭 の武左衛門の宅に放火し、 即ち乱である。 近くでは牛渕村庄屋宅に 大群衆の喚声と

寿翁は寛延二年 合泉の源泉を探求し、 地中の水音を聴き。 人である。 この相原家の如きは寧ろ地区農民より庇護敬愛されるべき家であっ 農民を積年の困窮より救った。 のち農民は泉の堤に彼の彰徳記念碑を建てその遺徳を賛仰した。 (一七二九) 椀を伏せて地上に出る水蒸気の椀内に結露するを観測 ここに泉を開鑿しその湧水によりついに百余町歩の干田を美田に替 旱魃に苦しむ郷人の難を救わんと地を匍 尚余水は近隣の村々にまで恩沢を及ぼした地区の大恩 た。 匐く その て耳 更に年を経て を地 祖先相原 つい に野津 せ

である 事件中の 祀るようになった。 安政三年 狂乱せる農民の異端はこの相原氏の児孫に処するに掠奪と放火をもって報いたの (一八五六) これは明治四年久米村事件より僅かに十五年前のことである。 に至り村民は高井の氏神八幡社に境内社を立て相原神社とし しかし て彼を

話は見 附会し を祀る地蔵尊が。 とは実は庄屋の不正によっ 両人を捕え殿蔵 たが庄屋を中傷する媒体として宝暦のむかし年貢米の上納に関して獄死したと伝える権右 そうした風潮は周辺の村々にも及んだ。 てきた如く喧傅された一犬虚に吠えて萬犬その実を傅う如く両人は庄屋の不正に抗 五郎助の事件と庄屋を絡ませた寓話は時代相を映して突如として脚光を浴び妄想を て喧傅された。 て尊崇されるようになったその熱狂ぶりを物語るが如く法蓮寺の境内に両人 (上納米を入れる蔵) また蔵元には両人を祀る権ね社が時を同じくして建てられた、 曰く権ね ておこったもので、 (右衛門を畧して「ね」 に押し込め餓死させたのである等々と妄想による寓 上林村に於ても直接庄屋家に対する暴行は 両人が藩公に直訴 という慣習であった) したのであっ 五郎助 これはそ 庄屋は な

庄屋悪人説の発生は実に維新時の久米村事件がこの地に産み落した謂 れなき所産であっ

た。

一、受難の森庄屋家

役人達にはなにがしか 捕して裁かれ兇悪なりとされた者は絞首刑が執行された。暴徒により掠奪放火された元村 久万山、 久米村事件は県の武力により鎮定され終結した。 の補償が行われた。 過激なる暴徒は司直により逮

のではなかった。 上林村庄屋家は直接の被害はなかったが、 庄屋を白眼視する一部の空気は払拭されたも

つの時代にも熱狂する群衆の外に冷静に真実を正視する一部の人達の居ることもまた事 悪夢の如き事件の余韻は歳月の経過により津波の潮の引く しかし庄屋不正説は残滓の如く密かに燻りつづけた。 如く次第に鎮静化してい 事件時の法蓮寺境内に作

れた義人の地蔵尊と蔵元の権ね社は維新時の動静を物語る遺物として残った。

婿として森家の人となった人で。 の中に耐えねばならなか 郎の弟であった。 明治四年 (一部には五年) 庄屋制は廃止された。 事件時田鶴は隆三郎との中に生まれた三男一女の幼児を抱え世上の荒浪 った。 井門村で代々この地区の大庄屋を勤めた豊嶋家の豊嶋十 ときの村の庄屋は森隆三郎であったが。

の長子堯徳 政意との中に生まれていた一子知規は田鶴の実姉天野家の養子となっていたが、 その後この三男児は不幸にも明治十八年までに何れも早逝し (源吾)氏が森庄屋家の跡を継ぐこととなる。 てい る。 田鶴 の先夫弥次郎 のち知規

ていった。 氏の歿後大正九年三月に至り蔵元にその頌徳碑とも言うべき造林記念碑が建立された。 いた特筆すべきは。 明治も中期以降は事件後の庄屋中傷の世風も反省する人々の存在により次第に改められ 森庄屋家の血を享けた知規も長じて上林区長となり。 住民を説得して夙に造林事業に力め杉桧檪等五十万本の植栽を果した。 鋭意産業の振興に意を用

かし忌は しき祖先中傷の寓話が払拭されたものではなかった。

を忘れることは出来なか 妻女は親籍を頼っ 明治四十年七月七十六才をも て松山市に移 った。 った。 つ て田鶴逝き同四十一年知規も五十才にして歿した。 離村のとき長男源吾少年は一部の人々の冷酷な視線 その

地に入れなかった。 去る今日の心境は悲傷に満ちたものであった源吾氏は後年墓参のときもその子達を上林の の庄屋役を被官してより二百八十年十二世に亙りこの地の人々と縁を結び累代墳墓の地を 祖先森傅右衛門義継が寛永四年(一六二七)蒲生中務大輔忠知公のときはじめて此 将来ゆるせば祖先の霊墓を此の地より移すように言い遺したという。 の地

一、庄屋不正説への傾斜

生した如く懐古的な古里の生活に戻った。 戦後の窮乏の中に復員、 昭和二十年八月長期に亙る太平洋戦争に国土は疲弊し敗戦という未曽有の衝撃をうけた。 引揚げの人々を容れ乏しいながら再びこの山里にも平和が戻り蘇 何の娯楽とてない素朴な山里に村芝居が復活し

た。 劇である。 浴びた。村内二百戸他に慰安娯楽とてない無聊な山里での催しに全家族家を空にしての観 演しつつ、 きな桝を使って米を量り、また米倉に捕われの権右衛門が窶れた姿でさわりの身振りを熱 演された。 事件が村の青年達によって演出された。 くもなかった。 このときむらの小学校の一教師の戯作により権ね、 もしもこの儂が死んだのち~白い鳥が飛んだなら~という辺り大向うの喝采を これ程効果的な郷土史の学習があるであろうか。 悪玉庄屋が年貢米徴収の場面では百姓に背を向け所作おもしろく恟々とし 家々から持ち出した大道具小道具もおもしろく上 五郎助の庄屋を不正者とする宝暦 悪者庄屋説への傾斜は否むべ て大

は出来な られた遺族両家の墓碑銘によっ 宝暦の権右衛門、 いが、 ただ僅かに義人遺族に傅わる傅誦があった。 五郎助の係わる事件の記録は皆無であり之を傅える物証も見出すこと てのみ知ることが出来る。 それは昭和四十二年以降に作

十二年十一月の墓碑銘 権右衛門の歿後絶えてい たその名跡を明治前期頃に至り再興したと説く日野家の昭和

四

五郎助は宝暦年間時の代官の不正に抗し捕われて獄死すと傅えらる…」 また義人弟五郎助の後裔と云う林家の昭和四十六年三月建立の代々墓の墓碑銘を見る。 才の年頃であろう。 「林家は今を去る二百十二年前、 大正四年九月、 宝暦九年に歿せし五郎助を以って始祖となす。

としるされている。

家の前掲の墓碑銘と一部重複するものであるがその碑文に 年二月に「義農権右衛門遺髪埋葬供養塔」がその一族によ 日野権右衛門の墓は日野家墓地の北隅に自然石を置いたものであっ つ て建てられた。 た。 此処に昭和 再興した日野 五十

権右衛門は宝暦年間、 「日野家は今を去る二百年前宝暦十三年に歿せし義農権右衛門を以っ 時の代官不正取立てのため住民塗炭の苦しみを救わんと弟五郎 て始祖とな

としるされている。 せざるはなしと云う。 助と共に藩公に直訴 し、 祖父万吉始祖妻女の悲願によりお跡を再興し今日に至る…」 その罪により捕われ獄死せるも不正は革められ村民之を徳と

新生重信町が誕生した。 地方に於ても広域合併の国是に基き昭和三十一年北吉井、 後昭和四―五十年頃全国的に各自治体に於て雨後の筍の如く郷土史誌が刊行された。 き喧傅された即ち村芝居の戯作の如き庄屋不正説と対蹠的な傅承がしるされている。 て活字に組まれた初めてのものであろう。 之を機に昭和五十年十一月町誌が刊行された。 南吉井、 拜志の三ヶ村が合併 村の宝暦事件が文 此の その -75取立ての不正に抗して逮捕投獄され獄死したと認められていて。

の墓碑銘は各々の家の伝誦を記したものであり。

碑文によれば両義人は代官

租米

明治四年久米村事件

のと

両家

本事件につい て町誌では次の如くしるしている。 (以下原文のまま写す)

権衛社

上林字蔵元にある、 ごんねごろすけを祀っ てい る。 昔林権右衛門五郎助の兄弟がい 7



徳川幕府見治要略より

年貢米取立之図

庄屋が年貢米の取り立てをするのに二

重桝を使って農民を苦しめる

のを見か

ところが庄屋はそれを大変怒

後栄えていた庄屋の家も次第に左まえ こると思えと言い残して死んだそれ以 鳥が飛ぶのを見たら何か悪いことが起 が死んだあと、もしもこの村に白

飛ぶのを見たということでその時には

その後村の

人たちは白鳥がほんとうに

になって

いきとうとう絶えてしまった。

言っ まった。二人は死ぬときに庄屋を恨み り二人を殿蔵におしこめ餓死させてし ねて庄屋にそんな不正をやめるように

権右衛門兄弟が言っ たようにやはり何か災害が起こったそうである

権右衛門、 五郎助

中期上林村五本松に権右衛門、

の際上納米を量るのに不正な桝を使用して私腹を肥やしそのため村人は過重な負担

五郎助という兄弟の百姓が

いた。

当時の庄屋が貢

と述べまた同誌の中で

人物傅として

及んだが 主に直訴した。 に苦しんだ、 が続けられている のとき権右衛門兄弟はこれを行えば村民すべてに迷惑がかゝると考え二人は単独で藩 明 よ しその不正を改めさせた。 つ て寺 つ て殿蔵跡に権衛社を建てた、 いに五郎助は宝暦九年七月、 そこで村民は庄屋の非道を正すため百姓一揆を起こそうと計画した、 山墓地に葬られた。 もとより直訴の罪は承知のうえである。 しかし二人は直訴の罪を免れず。 明治維新後庄屋制が廃止された際、 また菩提寺法蓮寺に地蔵尊を建立し今も祭祀 権右衛門は同年八月獄死 藩は代官に命じ した。 獄にあること三年に 村民はこの二人 その遺骸は妻 て庄屋の非を そ

共に一 組頭は る)をあばいて餓死した林権右衛門、 庄屋などの目付役を兼ねた。 般百姓の利益を代表した。 世襲ではないが高持百姓で筆算に長じた者が選ばれた。 上林庄屋の年貢米の不正徴収 年貢米出納の監視、 日野五郎助はその事例であった…。 村入用等諸割賦 (俗に二重桝事件といわれ 庄屋の補佐役であると の立会ときには

された 名を以って建立すること。 族側親族の一人より之を無償提供、 接地にある義人遺族の所有地となっ 等としるし、ここでも立派に既定の史実として取りあげそのサンプルの如く紹介している。 宜なる哉町誌発刊後十ヶ月を経て蔵元にある町営保育所の敷地を拡張して改築のため、シ 権威ありとされる町誌の記述は今や史実としての地歩を築きつつある。 区長は荏苒時を過ごすを得ずこの提案を容れ町教委の校閲を経て義人頌徳碑は建立 (区長談話 というものであった。 但 ていた権ね社敷地の一部の割譲を交渉のところ義人遺 しその代償としてその撰文による義人頌徳碑を区長 その建立費は遺族側に於ても負担すると

権衛社頌徳碑

村民深くその恩徳を謝し明治初年殿倉跡に権衛社を建立、 時兄弟は全村民に類を及すを憂い単独で直訴す、 藩政中期上林村瞽女童に権右衛門、 めしむ而し直訴の罪は罷れず兄弟は投獄され三年後獄死す。 庄屋二重桝を使用し たるを機に後世に其の徳を遺さんことを願い此の碑を建つ て私腹を肥やす為に村民過重な負担に生活窮乏し一 五郎助の兄弟あり、 藩は代官に命じ庄屋の非を糺明し改 宝暦年間上納米取立てに当り、 今度保育所改築のため移転 揆を企 つ此 0

品和五十一年九月

上林区長

山内

勝

をして創作されたものである。 の町誌発刊 斯く の記述は史実の究明を怠り興味本意に作られた村芝居の脚本に更に史家らしき附会 て昭和五十年二月までに義: を機に掌を返す 如く 町 誌 の記述に倣 人遺族の墓碑銘に刻まれた代官不正説は。 庄屋不正説に改められることになる。 同年十一 月

昭和 の霊墓を此処に移した。 五十六年六月元庄屋家の 後継宏氏は 祖先安泰の墓所を松山 市伊台聖墓苑にも

宝暦十三年とある。 も定かでない。義人遺族の墓碑銘には五郎助の歿年は宝暦九年とあり。 此 く之を物語る資料は 村にも藩にも皆無である。 権右衛門の歿年は その発生した時

頃に発生した事件であろう敗。 右衛門は大工の棟梁として活躍 月に獄死したとあるがこれは捏造された物語り 町誌 たとい の記述には両人投獄され獄にあること三年五郎助は宝暦九年七月権右衛門は う権右衛門遺族の記述とは異なっ 町誌に権右衛門は組頭であったので庄屋の不正がよく分っ していたことが記されているから。 ている。 に符節を合せたものであろう。 宝暦五年九月の拜志神社棟札に権 それ以後宝暦六~七年 宝曆十三年 同年八

事の 時の で夫れには夫々庄屋森源右衛門・ 八右衛門としるされている。 た小挽は下林村長七、 の控副本によると、 と記 棟札 (この棟札は神社で最も古いものでその後腐朽して廃棄したのか現存はしてい 角である。 の記事で大正七年当時 L ているが、 寛保三年(一七四三)と宝暦五年(一七五五) 上林村小左衛門、 次の如き当時の資料が存在していた。 権右衛門 の神社総代森寛吾氏名により愛媛県知事宛申告せる神社の 與頭加左衛門、 は與頭ではなく大工の棟梁であっ 同加右衛門、 善七、 大工棟梁権右衛門、 治右衛門、 それは氏神現拜志神社 にしるされてい 重右衛門の四名であ た。 同杢左衛門、 町誌の捏造記 たも ない の改築

きものが少 た複数の その埋葬墓上に義農権右衛門供養塔を建てるときその墓が発掘されたそうである。 たものであろうか。 また権右衛門は殿蔵で獄死し 量収められていたと云う。 の話すところによると一様に其処には小さい た如く 権右衛門の臨終は上林ではなく藩の獄舎で生を終っ しるされてい るが。 骨壷があり中には爪と毛髪らし 昭和二十年二月その一族により 立会し

は道理をつくして事実に合致し。 藩庁司 して綿密なる事実審理をするのであるが、 介して六左衛門に対し詫び状を提出して一件落着している。 が悉く農民側の誤解であることが判明した。 上申上ル御目安之事」による庄屋糺弾の主旨を掲げてこれを告訴し藩庁の裁きがあった。 の概要は庄屋の六左衛門に不正の廉ありとして農民の次兵衛、久助らが藩庁に対し「乍恐言の概要は庄屋の六左衛門に不正の廉ありとして農民の次兵衛、久助らが藩庁に対し「宇をれなぎ 庄屋と農民役所の対応等江戸時代の世相を窺がう資料として参考に之を紹介する。 更に同様訴状を藩庁に提出して再三争われたが。 農民側の誤解であることが判明した。その結果次兵衛、久存らは郷中の庄屋などを直に於てその事実を審理し近隣の庄屋・組頭にも吟味を命じ事実の有無を糺明した 原告農民の敗訴となり。 その都度庄屋の その都度藩庁におい その都度庄屋に対し詫び状を提 「乍恐御目安返答」 この小 山田事件はその後も両 ては前回にもま なる陳弁書

主への直訴 漸次民権がより認められきたった宝暦の時代に両義人が一庄屋の不正云々で死罪覚悟の藩 事件は権右衛門、 出 処には斯かる紛争にあっても農民の民権が認められているということである。 て一件落着し ・または農民一揆を企てる等のことは論外の妄想と言うの他ないであろう。 五郎助の事件よりも百年も前に同一藩内であった事件であり。 てい る…この小 山田事件はその後も繰り返し争われたそうであるが。 この小 その後 Ш H

又藩の租米の取り立てについては「徳川幕府見治要畧」に準じ、 定められた日に代官所 -83 -

より手

らずと りをする等のことも精神分裂病患者の幻想の如きものであろう。 に言うが如き不正が事実ありとすれば、 若し庄屋に非違があれば・ 山半兵 推 代以下の役人が来村して臨場の下で行われたもので庄屋が自ら二重桝を使って桝量 して てその責任を問わ 知るべきものがあろう。 北野田 村の庄屋市右衛門の れ 况 庄屋役の罷免、 んや租米の掠取横領 量刑 つい 両 村外追放の 人は滝ノ下 てその一例に当時宝暦四年隣村下林村の の如き刑事犯が事実ありとすればそ 養水の水利紛争の処置よろしか 処罰をうけている。 上林村庄屋 0

この水利紛争事件よりも更に重罰を科せられたこ

庄屋

小

罪科は



宝暦四年正月の郡奉行所

る。これらは自然庄屋の姿勢を

の扱いをうけた史実は皆無であ

-84-

物語る重要な意味をもつもので

ばいは罪人及びその一族として

ある。

いた。

郡奉行は御奉行の下にあっ

藩政期、

郷方には郡奉行を置

て村方行政の要となって各郡に

二年十月の郡奉行所日記の一節

久米郡西岡村百姓平助と申者去十八日

同廿三日天氣能

和和多月万

かけるできるかけん

心を大見

た

ってきいいは

無人。而浮穴郡井内村

3

,炭買出

しかしこの厖大な郡奉行所日

申届之

山手代差留候由依 馬歩行六俵御城下

平助村方 エ賣 出候処

テ 魚出

小蔵へ入置候由庄屋與頭口上書ヲ

以此段御

詳述されている。 大小に拘らず領内村々の事件が 主たる任務は年貢米の徴収であっ 連繋しあって政務に当った。 山奉行所、 置かれた代官所や藩の目付所、 たといわれる。 を御用番といった。 全部村々の治政に当った、当番 奉行は二~三人の複数の人が任 命され月々交替制で一人が領内 「郡奉行所日記」 宗門奉行所等と密に 郡奉行所には の記述があり。 また代官の

致しました。 上林村百姓亀右衛門の梁行二間・桁行三間の居宅が昨夜丑の刻灰置場より出 人馬牛には別條なく。 馬の通る「あゆみ板」二枚も焼失致しました。 火し焼失

宝曆十年十月十一日

1の項に

(意訳文)

込を申し付けておきました 目付所へもお達し致しました。 の旨庄屋源右衛門より注進書がございましたので御奉行へお達し致しお差図をうけ御 右につき代官より庄屋には遠慮・火元亀右衛門は押し

また同月二十日の項に

いた。 源右衛門に限ったことではないが一村民の失火等についても「遠慮」 郡奉行所日記は勿論郡奉行の文書で多分その祐筆が書き留めたもので、 稲川 差し免し度き旨御代官より伺い出がありました、 前記火災につき庄屋・火元押込は此 藩政下村の庄屋と村民の関係の一端を窺い知ることが出来る。 八右衛門へ 何をたて御奉行より許しを得て代官の春日与市兵衛に申し遺した。 |の節庄屋遠慮を差し免し、 この儀如何致しましょうかと御奉行 火元は二、 という処置をうけて 庄屋はこの場合の 三日過ぎて

宝暦事件を念頭に森庄屋家とその周辺を吟味検証するとき町誌の云うが如き悪者庄屋 0 庄屋役とは名誉職とはいえ別名肝煎とも言われる如く村のため心労多き役柄であったよ

うである。

五、むすび

動の渦中にあった。その苦痛は筆舌につくし得ないものがあったであろう。 久米村事件の明治四年の頃森庄屋家ではその主を亡ない妻女田鶴は多くの幼児を抱え変

者にとっては許容し得ないものであった。 り捏造された史的事由を付会して公誌に登載し石に刻んで顧りみない処遇はその遺族関係 その後年月の経過に従い次第に真実を知る人々によって庄屋不正説は次第に沈静化 今次太平洋戦争後、 興趣本位に創られた心なき村芝居により、 更には町誌の刊行に当 した

され庄屋を中傷する文辞は消去された。 を不正者とした言辞を抹消し。 直ちにその罪を認め遺族関係者に謝罪して。 昭和六十二年町誌の記述に対し庄屋家側の史実の究明と検証を求める抗告に対 前に権衛社に建てられていた庄屋冤罪の碑は次の如く改刻 昭和六十三年三月重信町誌改訂版に於て庄屋

権衛社頌徳碑

ため村人は過重な負担に苦しんだそこで二人は投獄を覚悟のうえ藩主に直訴した 藩政中期上林村五本松に権右衛門、 人は直訴の罪を免れず投獄され五郎助は宝暦九年 ので明確なことは不明であるけれども上林村に対する上納米の取り立てが厳しくその 五郎助という兄弟がいた (一七五九) 七月権右衛門は同一二 史料が残っておらない

年(一七六二)一〇月獄死した

法蓮寺に地蔵尊を建立して二人を顕彰した 明治維新後村民はこの二人を義人としてたたえ殿倉跡に権右衛門社を建てまた菩提寺

上林区長 山内 勝

昭和五十一年九月

(町教委・苦澁の撰文であったであろう)

町誌が庄屋不正説を説くまで義人の後裔は永きにわたり 久米 村事件以来百年・消長はあったが庄屋不正説を説く人も多い中にあっ 「義人は代官に抗して捕われ獄死 公誌たる

れに過ぎるよろこびはない。 した」という家の傅承を変節することなく墨守しきたったことは遺徳と云うべきであろう。 権右衛門、 五郎助の獄死事件については他日史料により解明されることがもしあればこ

いう鉄則を肝銘すべき一事例であろう。 史家は故人の名誉に関する記事を誌するにあたっては慎重の上にも慎重を期すべき、 2

平岡氏系図の行方

探求する。 中世まで永くこの地を支配していた棚居城 (荏原城、 平岡城) の城主平岡氏のその後を

、天正の嵐

されたもので、 により昭和四十三年に発表されている。それは郷土史家柳原多美雄先生の指導の下に研究 のある荏原郷の 伊予河野家十八将の首位たる重臣平岡氏の事績については、 その業績に対し私は深い敬意をもっている。 「久谷村史」編纂にあたり村長水口三郎氏自ら之を総覧し、 その本據地棚居城 編纂委員十氏 (平岡城)

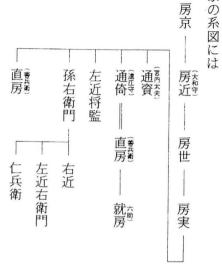
あろうか、 と事績とから推測する以外に方法がないと云う。 中予の一角に古くから天正の世まで永く勢威を誇ってきた平岡氏には、どうしたもので 房実以前の正確な系図がない。僅かに残る中世古文書に散見する平岡氏の姓名

る。 帰されることがなか 城開城のとき、 大島郡和佐村に隠居し、 天正十三年 直房後に毛利家の家臣として、 予陽河野家譜の記述によると、 (一五八五)河野家滅亡のとき、 小早川隆景の陣に赴かしめ、 ったのであろうか、通倚の後継は、 慶安元年 (一六四八) 三月二十日、 禄五百石で召抱えられ長州萩の邸に居住した。 通倚には嗣子治部少輔通長があったが、 河野家の為に人質となっている。 平岡氏の当主は、 通倚の末弟である善兵衛直房であ 七十九才で歿した。 大和守房実の次子遠江守 彼はその後 直房の墓 のちに

に復した。 は同地にあるという。その嫡子就房家をつぎ、 一時姓を岡氏と改めたが、 後にまた平岡姓

方に転戦し、 就房から時は流れて九代の後、 ついで官途に就き、 明治二十三年東京に転じた。 通義のとき王政復古となり、 通義は官軍に投じて北越地

同家の系図には



と傅えられている。

かしこの系図は房実以前は不分明と註記されている。

姓に復した、 に病歿し、 通倚には左近将監、 孫右衛門は喜多郡米津城主津々木谷氏をついだが、 女二人の一人は村上景親の妻となり、 孫右衛門、 直房ら三人の弟と妹二人があった。左近将監は天正七年 人は土居某の妻となったと云う。 河野家滅亡後、 本姓の平岡

うか、 ろうか。 平岡氏系図は、 通倚には父房実以前の系図は傅わっていない、 以下この疑問に対し私見を陳べることゝする。 房実の代に忽然として消え失せたのは如何なる事由が存在したのであろ 何故に通倚に傅わらなかったのであ

なった。 員の柳原多美雄先生は 資である。 いう説もある。 平岡氏につい 通資は宮内太夫と稱し、 通資に 前掲平岡系図にもあるように、 ては古くからこの地、 つい ては、 「歴史の焦点」 昭和四十七年一月十一日の愛媛新聞紙上に、 河野氏の執事となり、 荏原郷に土着した豪族であるとされ、 の記事中 房実には五人の男子があり、 「平岡房実の歿後、 元亀二年織田信長の軍勢が風早、 その長男通資が後継と 愛媛県史編纂委 その長子は诵 源姓であると

堀江、 れは予陽河野家譜に依ったものであろう) … と記 また同紙面に於て同紙の松久記者は「…荏原城主は平岡房実・平岡通倚と継がれていた だ。 三津方面に侵入した際には姫原方面の戦に出陣して織田勢を大敗させている、 してい 通倚は遠江守と稱し、 て何故か通資については触れてはい 兄通資につづいて河野氏の執事となった」 通資が若くして歿すると、その弟通倚があと ない と述べて

と連名して房実より二神修理進(重成)宛の文書が二神文書にあることが述べられている。 五七〇)十一月二十六日付であり(永禄十三年=元亀元年)十二月朔日付で盛岡(垣生) 元亀年初の出生であるから、 綸旨御教書之写」により、将軍足利義昭より平岡大和守宛の御内書の日付は元亀元年(一 平岡房実の歿年は定かではないが、景浦勉先生の「河野氏の研究」によると「河野家代々 また由並壱岐守通資名により、 一方別の視点よりしても、 この頃までは房実が生存していたことが確認出来る。 房実の末子善兵衛直房の歿年令と歿年月により逆算すると、 天正二年(一五七四)に平岡氏の所領、 拜志郷の鏡ノ 宮

の太夫源七に対し知行安堵状を与えている(正八幡文書)。

年 若き通資はその亡母月府妙雲大姉の墓碑をこの聖地に建立した それからのち高野山に参詣する者は、 (一五六二) 通資のことが史上に現われる最初のことは父房実と共に主家河野氏の執事として永禄八 三月二十日、 河野氏の命により高野山に参詣して上蔵院を宿房と定めた。 上蔵院を宿房とすることになった。その四月八日、 (上蔵院文書

墓碑を建てた時点からも、 の妻があったようで通資と直房は明らかに異母兄弟であった。 更に数年以上も後のこととなる。 則ちこれにより房実には複数

これを具に吟味するとき前述の末弟直房の出生は元亀年初のことであり、

通資が

生母

0

房実の先妻の子と後妻の子との間に一線を画すとすれば尓後の歴史の展開を勘案すると それは通資と次弟通倚の間と考えられる。通資は幼時その生母を亡くしたので継母の この聖浄の地に亡母に対する切々たる情愛をもってその墓碑を建立したものであ 常に生母に憧憬するところが深甚であったのであろう。 長じて高野山に使し

孤立した若き通資の姿を彷彿せしめるものがある。 ここに些事とは看過し難く継母との

倚ら 平手 通資は平岡家を継ぐに不足の将であったとは考えられない。 とは凡将のよくするところではない、 予陽河野家譜等によると、元亀三年、阿波の三好氏と通じた織田信長の臣、 は之を迎え討って大功があった、 右衛門ら の本懐であろうが、 の軍勢が風早、 留守の本城を守り不測の事態に備え、 堀江の浜等に侵入したとき、 とある。 通資また姫原、 屋形の下にあっ 風早等にも討って出で武功を挙げた、 通資は湯築城の留守を守備し通 兵站補給の任に補されるこ て前線の戦闘に当ることは 山岡対馬守、

継母 ない のであろうか。 恰度この頃より房実についての消息が傅えられるところがない。 が舎弟通倚が家督を相続するに至った背景には如何なる事情が介在したのであろうか、 の願望に通資は心ならずも身を引いたものであろう。 通資が平岡氏の継嗣として家督を相続したか否かは明確なる史料は見当ら 死歿?又は隠居したも

天正十三年豊臣秀吉の命により、 小早川隆景が湯築城に迫るのとき通倚は二ノ丸を守備

した。 四國霊場御巡行記」 のであろう、 氏の主将とし 通資の名はこのとき表われてはいない、 王党城の別名であることは、 てその跡目を継いでいたようである。 由並城の所在は、 荏原郷の西方、 寛永十五年 大堂山 河野分限録によると、 (一六三八) 八月に書かれ「空性法親王 通資は平岡氏の番城、 (大友山、 大砥山、 この頃は通倚が平岡 王党山) 由並城にあった に在 つ

「八塚の西山王党由並の城跡に遺りし礎や…」とあることによって明かである。 由並壱岐守通資は健在であった。 かし

た五十余人の中に由並壱岐守通資、 河野家滅亡後、 天正十五年七月九日通直公が毛利氏を頼って芸州へ隠退したとき随従し 平岡遠江守通倚兄弟の名があることによって証されよ

れる に入るときを狙って河野の遺臣およそ三百人が麓八幡薮中に潜伏して襲撃の機を待ったが、 以後 「海南漂萍秘録」によると、 の兄弟の消息に つい ては正確な史料が 天正十五年四月に九州に向かう秀吉が竹原の宿所雲龍閣 ない ので不明であるが、 後に書かれたと思わ

この計画が事前に露見して全員戦死又は自刄して果てた。この首謀者の中に兄弟の名も見 の記述は矛盾が多く、 き通資は竹原湾の船上で包囲され自刄したとある、 えることによって主家河野氏のために精忠の人であった世評によるものであろう。 どれだけが真実であるかは不明である。 通倚につい ての記述はない。 この秘録 このと

いる。 ものであるとし、 一五九二)に秀吉が朝鮮侵攻のとき、 また昭和五十六年に宮崎信昭氏が 三原町字串野の山林中にある墓群を挙げて河野遺臣の最後の姿を説いて 「八幡薮事件と河野氏 肥前の名護屋の本営へ下向の途中を竹原に襲っ の墓」 を刊行し て、 文禄元年

苛酷なる徴収が行われている。 現実に直面したことであろう。 を分離して身分制度を創設し、 河野家滅亡後の伊予に於ては通資(宮内太夫)の嗣子を含めその遺臣、豪族達は厳 同十六年には刀狩りを強行して民間の武器を沒収し、 天正十四年には秀吉の検地により、 下野帰農した領主や遺臣達には従来慣行しきたったあらし その作柄の三分の二の 11

の下 次第に新秩序に順応してい たことであろう。 郎党やあらしこを抱え、 この使傭を禁止して、 級武士達は、 武を棄て 或は庄屋職等に任ぜられ、 その力の温存を許さなかった。 自ら鍬をとる術のなかっ ったものであろう。 」農に専従することは比較的容易であったであろうが、 或は前歴を秘して隠忍下野して粛々と帰農し、 た領主層は一轉して厳しい現実に直面し 曾て兵農一致を常の姿とした戦國期 多くの

起し 関ヶ原に出陣の留守中、 は以後は前述の如 が留守を守る佃十成等の反撃にあい海上に遁れて芸州に潰走した。 衛門らの軍勢、 ただ僅かに旧勢挽回を策した者は慶長五年に新領主加藤嘉明が東軍徳川家康に加 て、 久米の如来院にたて籠り、 三津浜に上陸して松前城を攻畧しようとし、 く毛利氏に仕えて長州大島郡和佐村に住した。 西軍豊臣方に与した毛利方の臣、宍戸景世、 更に山越地方に遁れて還熊八幡社を本陣として戦 又平岡直房らの荏原一 通倚の継嗣善兵衛直房 河野の遺臣平岡孫右 揆も蜂 担 して

と開けてい 応仁以来つづい った。 た戦乱の嵐は伊予に於ても漸く鎮静し、 萬民の希った天下泰平の時代

之を所持していたことが当然考えられるところであろう。 が房実以後通倚に傅わっ 系図、 それは傅統ある家の誇りとして最重要なる家宝である。 ていないことは房実の長子である由並壱岐守通資 中予の豪族平岡氏の系図 (宮内太夫) が

一、中野村定法

請願したとき、 衛義範が中野原開基の初め、 牛渕の浮嶋神社 八二六)五月、 天正の太閣より降って徳川幕府の治政になり、時は流れて二百三十余年、 中予の浮穴郡中野村の庄屋宮内宇平治敷躬が、ときの氏神三嶋大明神 満願の暁夢想に現れた大明神の宣託に従い中野原入居を決めた。 を訪ねて問うに慶長八年(一六〇三) 氏神三嶋大明神に参籠し、 に字平治の祖先である宮内與三平 中野原開拓の成否につい 文政九年(一 て神託を (現

原肥後守宗乗の答うるに、 の時の書き物も損じて見あたらず、 これに報謝して奉納したという宮内家重代の武具太刀等について尋ねた。 当神主家は五代の昔、 また件の奉納品も今此処にはないが、 隣接野田村の社 へ別家のこともあり、 宮内家に傅わる ときの神官相 そ

年野田 出 に書写し 古記録のことは当社に書き留めて、 でも同社の神官宗貞が和紙十三枚に抜書して留めた、これが同社に傅わる中野村定法であ し度いと、 村の三嶋大明神 て残した。 そこで宇平治は祖先自筆の一巻を持ち来り、 これが現在浮嶋神社に傅わる「中野村定法」 (現徳威三嶋宮) 今後古きことお尋ねのときは、 についても之を尋ね、 宗乗書面のままを和紙二十三枚 同社にも見あたらず、 である。 御役所へも書写して差 宇平治は更に翌

本題に係る重要部分を浮嶋神社の中野村定法より原文のまま写す。

「當村開基之事

旨御願申上則御 慶長九 " 辰年正月御國主加藤左馬助嘉明卿之御時世宮内與三兵衛義範此所開キ度 奉行足立半右衛門殿御免書被成下開発ス人隣遠キ所故武具等所持

御免被成下候事

宮内與三兵衛義範

義範三十八歳ニシテ此原中ニ来リ狼猯 フシカナリシヲ開初シ也慶長八年卯十二

此原中ニ居ヲカマエ歴テ歳月可繁栄所也特牛之臥所可住宅トテ夢覚メヌ義範瑞喜 月二氏神一七日社籠シテ祈願ニ曰可成一村ト於地者安住仕哉否満願之暁夢想ニ曰 傅也瑞夢之通黄牛曵来三夜原中臥ス牛ヲ放置同所臥ス此所屋敷ト定也 シテ則左文字弐尺五寸太刀一 腰、 墨糸威鎧一 領、 甲一刎差上ル何レモ重代之由申

相原宗乗の書写した「中野村定法」の一節

観音菩薩尊像 御一佛御長三寸六分

家之傅来

行基之御作卜申傅也

左文字太刀一腰長弐尺五寸

但氏神江差

上ル

也

墨糸威之鎧一領同差上ル

鍬型之甲一刎 同

家之系図一巻 但桐之箱二入

右五品也外弓鉄炮 鑓

取立テ百姓ト サテ亦所々ヨリ来住相望候者共江 田ヨリ水ヲ取リヤシナフ、足立殿ヨリ用水下スへキ由三箇村肝煎中江御觸状アリ、 慶長九年田方五反畠方弐町九反ヒラキ追々田畑トモニヒラキ田方用水田窪牛渕野 ナス諸役御免之上田畑ヒラキ申外無業 11 田畑等遣シ有リ 附申者七人アリシヲ近年之内

齢算六十歳ニシテ死去ス

法名號清木院光營淨範居士

寛永三馬年八月二十一日」

とある。

宮内家の由緒に 此のとき御作の観音菩薩像並に家の系図を焼失すと、 定法の記録を読み進めば、 つい て強い関心をもつに至っ 二代目與三兵衛義意の元治元年十一月十八日に住宅焼失す、 たものであろう。 これらの記述を書写した神官宗乗は

鑑 閑話ながら宗乗の父能登守宗勝は天明六年 により松山藩領内に於ける諸道三十七部門のうち、 (一七八六) 神道に於て斯道隨一の評を得た碩 松山隠士の選になる 「名人異類

地は古来縁由ある旧領内が多い。 さて河野氏滅亡のとき、 その麾下の領主達は多く下野し て民間に下 つ たが、 野 した土

は至って自然である、家重代の品々は何れも下級武士のものとは考え難い 中野原に下野した宮内與三兵衛義範はもと此の地浮穴郡にあった武 人の後裔ということ

井門出部等の諸郷であり、 えられないところである。 の子宮内與三兵衛義範と推測しても不自然ではない。 古来平岡氏の所領はその本據地である棚居城を軸とする浮穴郡とその周辺で荏原、 われ、 世を渡る梟雄ではない。 中野原は本據地に隣接する旧領である。 則ち平岡氏児孫の生きる地は、 平岡氏は古来この地に土着した豪族 平岡通資即ち宮内 この浮穴の地の他は考 太夫 拜志

また中野原に下野した初代義範自筆の定法に それは往昔と対比して今は一介の庄屋に零落した感懐の余韻を含んでい 「家の系図 一巻、 但桐之箱二入」 とこの畳

る。 この系図こそ中予の豪族平岡氏系図そのものではなかったであろうか。

実と相呼応対蹠し のことは 一方「どうし ている。 たものか平岡氏には房実以前の系図がない」という通倚家

けること多くその佛法を説くや道俗之を隨喜して菩薩と呼べりと。 諸國を巡歴し、 界最大の佛像の鋳造を成しとげたことである、行基その資金を調達のため近畿圏を主とし 半、大宝律令が施行された頃のことである。行基の史上に残した最大の偉業は東大寺の世 う。行基と荏原郷は深い縁に結ばれている。行基の生きた時代は七世紀後半から八世紀前 次に僧行基御 寺院を建て、橋梁を架し、 作 の観音菩薩の尊像は、 平岡家の家宝とし 道路を通じ、 池溝を掘り、 て代々 継承し来っ 堤防を築き航路を拓 たもの で あろ

豪族等 う。また東方の大蓮寺の御本尊、 の御作と傅えられ、 凶歳つづきて作物稔らず、 の寄附に俟つ、 一名瑠璃光如来はやがてその名に負わせて淨瑠璃寺と唱えられたとい 行基この地荏原郷に来り淨瑠璃寺を開山し、 衆庶の生活逼迫して多くの奉賽を得られず、 十一面観世音菩薩像も行基の御作と傅えられる等、 本尊薬師如来像は行基 その多

れたか、 るが、 ゆか りの土地である。 行基御作の観音菩薩像はこの荏原郷の地縁につながることは容易に考えられる。 或は後代この地の豪族となり、 平岡氏の祖は此の地の豪族として之に奉賛して観音菩薩像を報施さ 先住の仁より之を承継するに至ったかは不明であ

院に翼賛した功徳による故であろう。 今通倚の巨大な五輪塔がその境内に立てられているのはその祖先並に本名の並々ならぬ寺 伽監を補修し、また天文二十三年には平岡大和守通房 住の寺となる等隆替の歴史を重ねた。 札所となり。 淨瑠璃寺の歴史もその後変遷あり、 その後國司、 國主、名僧知識により屢々再興修理されたが開山以来時には無 平岡氏にあっても尊崇厚く、 大同二年一月、 僧空海再興して、 (房実) は二重の塔を再建している。 建徳年中遠江守通影は 四國霊場四十六番

う 時の時代からか結ばれ、 平岡氏と浄瑠璃寺、 淨瑠璃寺と行基、 平岡家の家宝として抱持したことは至極当然の事であったであろ 行基御作 の観音菩薩像と平岡 氏は佛縁によ て何

また家重代の左文字の銘ある弐尺五寸の太刀、 墨糸縅の鎧、 鍬形打 つ た兜は何

ある武人の所有と考えられる。

年九月五日、 出自について探求しようとしたものであろう。 神以上の祭祀料を献じて年々祭祀をつづけるようにしている。 文政九年のとき宇平治が、ときの氏神三嶋大明神を尋ね祖先義範奉納の品々 祖先を祀る宮内社を中野に建立して野田社の神官宗貞やその子主計をして氏 中野村定法の記録によると字平治は文政十 に接 しその

たであろうに是非もな め神託を祈願した氏神三嶋大明神は、 かし宇平治敷躬は初代義範の父は平岡通資 平岡氏の氏神である東方の三嶋大明神を指して尋ね (宮内太夫) と知れば、 中野原開基 0 はじ

寄進ありと 氏にこの宝物について糺したところ、 義は残る、 しその寄進は天文三年 東方の三嶋神社の宝物の記録に荏原城主平岡大和守通房 またその銘刀は左文字弐尺五寸のものであろうか、 (具足とは甲冑) (一五三四) この三点揃った寄進物件は義範の奉納物件と一致する。 八月とある、天文三年は房実未だ少年の頃である、 氏は同社の社職をついで日も浅く、 (房実) 同社の宮司権名津降 の具足並に銘 切不明ながら しか 刀の

物は盗難に遭ったという。 現在斯かる宝物は一切存在していない。 村史編纂のころは既に現物は無かったという。 聞くところによると今次大戦終戦の頃、 今一歩疑義を残 神社の宝

つつも行く手は空しい迷路に逢着してしまった。

姓トナス」等の詞藻は専政時の豪族、 定法の初代義範の項に「…サテ亦所々ヨリ来住相望候者七人アリシヲ近年之内取立テ百 領主のよくするところである。

次に平岡氏関係畧年表に、房実、 通資等の推定分◎印を重ねてみる。

大永三年頃 (一五二三)

天文一四年頃 (一五四五)

◎平岡房実出生

永禄八年 (一五六五)

> ◎由並壱岐守通資 (宮内太夫) 出生

同一〇年

元亀元年

(一五七〇)

宮内義範出生

通資高野山に生母

月府妙雲大姉の墓碑を建てる

同 三年

善兵衛直房出牛

天正二年 (一五七四)

信長の軍勢伊予に侵入

由並壱岐守通資、 林の太夫源七に知行安堵状を出す

天正一三年 (一五八五) 河野氏湯築城開城

河野通直竹原に歿す

五年

口

通資、 通倚消息不明

宮内義範の子義意出生

慶長五年 (一六〇〇) 文禄三年

(一五九四)

関ヶ原合戦

加藤嘉明、 松山築城開始

同 八年

百

七年

同

九年

徳川家康 江戸幕府を開く

宮内與三兵衛義範中野原開発着手

元和元年 (一六一五)

大阪城落城

寛永三年 二六二六

宮内與三兵衛義範歿す(六〇才)

慶案元年 (一六四八)

平岡善兵衛直房歿す(七九才)

右の如く平岡通資の子即ち宮内與三兵衛義範として時代的に違和感は全くない

-109 -

-108 -

衛門義も同様引越世話仕り度き旨申し出で

候に付き両人江世話方仰せ付けられ候様仕

女子子名 をかっ Sin 5 が安はは 五岁 はれでる国がからならこれかられる 明小母位を友をよれる をちゃ 之科 日中の大きまるという なるを教を川致行 なるでする 大大大村四 宮内宇平次自筆の「中野原開発日記」の一節と読文

中野村 宇平治 けさせられ下され候はば御国益にも相成り 候此段宜敷く仰せ上げられ願之通り仰せ付 検分之上御見取り成らせられ候様願い奉り 貢米之義は三ヶ年は作り取り四年目より御 方相調候様仕らせ度く存じ奉り候新畑御年

村方繁栄仕る可きは有り難く存じ奉り候

中野村政次郎

宮内家のその後

歴任している。 新天地に求め彼の地に渡った、翌二十八年家族近親者一同総て石狩國雨龍郡ヲサナンケッ 等小学校長を最後に教職を辞し、屯田兵を志望しその下士官になり、 学校(第三期生)を経て教職に就き明治二十七年、二十四才のとき田窪(重信町)尋常高 血を享けた開拓者精神の儘を生きた。 フ四十五番地へ移住する。保次郎英語をよくし、 の四女柳で、 宮内家は慶長以来明治維新に至るまで、 関新平(初代愛媛県知事)の養女であった、その子保次郎は愛媛県尋常師範 戸籍法制定時の当主は宮内義方である。 代々中野村他南濃田 米國商社との交易にも着手する等父祖 その妻は下伊台村庄屋玉井雅次郎 (野田) 無限の夢を北海道の 村上林村の庄屋

その後郷土に於ては親籍中より仙波太郎中将、 すら喪失して見当らず、 保次郎の三男玄造氏が後をつぎ札幌市にて歿す。 希望をもったが渡道後屢々居宅の変動あり、 ただ文政十一年に庄屋宇平治敷躬自筆の和紙三十枚にしるさ 岩崎一高代議士他の著名の士を輩出し 同氏や近親者周辺にも今は「中野村定 氏の許に上代につながる手懸りは 7

番役拾ヶ年に滞り無く上納仕り候原番之義 り度く御願申し上げ候御返納之義は郡植松 無く候に付き米五拾俵無利拾年賦米拜借仕 り度く存じ奉り候併せて右小家建料米御座

は引越住付之者共壱ヶ月代りに無料にて番

立図書館に寄贈したという。 れた「中野原開発日記」の一冊のみが残っていたが、 これも昭和五十年頃同氏より愛媛県

敷の 持していたことが語られた。 亡父保次郎よりの傅承を且つて玄造氏は静かに語っ 四隅には家臣の住居を配したこと、 保次郎もまたその父義方よりの傅承であったのであろう。 行基菩薩御作の一 た。 寸六分 義範中野原開基 ? の観音菩薩像を所 のはじめその屋

れによれば中野原入居の義範より前に猶五代あったことを伺わせることとなる。 は累代積算して呼び慣わしてきたものであろう、従って保次郎氏は十五代目であった。こ 玄造氏の長兄(早逝)に対し日常家中にて「十六代さん」と敬稱していたという。 これ

則ち中野原入居後の宮内家は

義になったか 宮内與三兵衛義範―與三兵衛義意 與治右衛門 宇平治敷躬 與三兵衛唯義 ―與三兵衛致達 - 義方 一與三兵衛良本 -保次郎-一玄造と継承された。 一伊太夫 (與三兵衛

現に平岡家に所持する系図は房実以前は不分明とは言うものの宮内家の傅誦と奇しくも一 て中野原入居の義範は六代さんであり、 それより上に五代の祖があったことになり、

致するものである。

う 宮内與三兵衛源唯義と刻まれている。 歴史は次第に風化する、 幕末に近い萬延元年十一月六日歿の章誉寿栄義唯居士の墓石に 宮内家は源姓であるという傅承に據ったものであろ

むすび

温厚な人物であったらしい」としるされている。 久谷村史に由並壱岐守通資(宮内太夫) の人となりについて「この人父房実とちがっ

天下泰平を願う思潮の中にあって、 んで宮内太夫を稱したものであろう。 ても不思議はない。 主家の威令振わず、 通資が河野家の重臣として生きた世は応仁以来の戦乱武闘に明け暮 通資は継母の希望を容れ弟通倚に家督を譲ったのち、 配下の間にも確執あり。 錯雑たる不信の世界に倦み厭き、 一書には壱岐入道とも書かれている。 外憂また踵を接した。 泰平を願う武人がい 当時漸く萬民挙げて れた時代である。 俗世を離脱し好



王党山より中野町方面を望む

「中野村定法」の記述によれば庄屋与三兵衛致達の貞享元年 (1684) 洪水人家の上、大川筋瀬北へ切れこみ、田畑多く川成になる、よって人家を辰の方へ2丁30間引く。大川本瀬邑の北へなる也。とこの時以降中野村は大川(重信川)の南に位置することになり、養水体系も大川南の現在のものとなった。

従って当時は大川の流れは現状よりもはるかに南方(手前)を 西下していたであろう。



宮内太夫の脳裡には由並城砦の北辺を西下する伊予川(重信川)の上流、その対岸はるか野田村の間に拡がる広大な中野原の緑野は子孫新田村の間に拡がる広大な中野原の緑野は子孫新田村の間に拡がる広大な中野原の緑野は

の望みも期し難く、通直公に供奉して芸州に発之を堅持し、天正の嵐吹く某月某日、最早再会しかし家傅来の品々は長兄五代さん通資自ら

つ通資よりその訣別に際し、

旧領伊予に蟄居せ

しめた一子、

六代さん與三兵衛義範に人生を論

後事を嘱して傅授したものであろう。

エッセー

森 氏 に つ い て上林字小根木

上林の林川左岸に或は幅広く或は峡く地形によった上林の株川左岸に或は幅広く或は峡く地形によった上林の聚落がかつてはあった、城の裏側ともいうべきの聚落がかつてはあった、城の裏側ともいうべきの聚落がかつてはあった、城の裏側ともいうべきが處には数町歩以上の元水田と思われる岸積みのある平垣な畑と林地、又谷川に添っては今もなおある平垣な畑と林地、又谷川に添っては今もなお

いる。他にもまだあるかも知れないがこの墓石にこの畑の中の山路添いに七基の墓碑が現存して

ことを推察させるものがある。
以外のものはもう読みとれないし、それ以降のもはをう読みとれないし、それ以降のもはをである。

それを裏書きし、確認したのは川内町、当時の南方村の組頭だった某家の系図によると、享保五年四月二十七日卒としてしるされていることは別とはて、同系図に安永三年五月五日卒として法徳院の安砂心大姉が上林村字小根木森氏女としるされている。同女の歿年齢の記入はないが、その夫はの安永三年三月二十六日卒八十八歳としるされていることより推察して宝永、正徳年代頃に小根木より嫁いで行ったものであろうから、少なくともより嫁いで行ったものであろうから、少なくともより嫁いで行ったものであろうから、少なくともより嫁いで行ったものであろうから、少なくともよりないで行ったものであろうから、少なくともよりないでは、確認したのは川内町、当時の南方村のは川内町、当時の本がは、

住していたことが判る。

は全く不明である。但し前記の墓石が即ち系図の森氏のものか否か

ている。

ている。

ている。

でいる。

郷土ゆかりの人?

拳骨和尚、物外不遷伝げんこつおしょう もつがいふ せんでん

ある人とは初耳であった。 その逸話は限りがない。 えた生木の如きものであったとか、 記述したものにより、拳骨流の創始者で、物凄い怪力の持主、碁盤の裏にその一撃で窪味 和尚についてはもう数十年もむかし早大出版部刊行の図書の中で、鳥山景三という先生の 去る日友人に ったとか、 その用いる鉄の錫杖は常人が持ち上げようとしても動かばこそ、 「拳骨和尚は上林にゆかりの人らしいが知っているか」と訊かれた。 そんなことは承知していたが。 或は永平寺の超大型の梵鐘を一人で持ち上げたとか、 然しこの怪傑和尚が上林に縁由の 大地に生

きとした仁の記述である。 早速友人から件の本を拜借して読んだ。 それによると、 それは著名な評論家でもある田中忠雄とい 明治三十七年一月刊行の高田道見編著による

切ったが、 在京の息子に頼んで日比谷の大図書館や目ぼしい大図書館を探してもらったが見つからな かった、 「物外和尚逸伝」という本によったとある。その後私もその原著が見たくて県立図書館や、 もう国立国会図書館だけだと言うことであったが、 よっぽどの稀少本であろう。 もうい いだろうと言って打ち

ここには田中先生延べるところの高田道見編著の経歴を骨子として若干加筆して紹介す

の話と をつけて生ませた一子が後の物外だという。 松平隠岐守に仕え、 不遷はその長男として寛政六年松山の城下で呱々の声をあげた、 ところが以上は表向きのことで逸伝の云わんとするところは、 物外の系図を辿っていくと、 の島津家より松山へ養子に来た方、 本当の父は以外にも藩主松平隠岐守その人だというのである。 三木兵太と名乗った。 武田信玄九代の子孫である。 若くして辰丸さまとい 母は同藩の家中、 そしてその生母は浮穴郡上林にいた武田氏の 父は第八代の信茂で松山藩侯 森田太兵衛の娘である。 物外の弟子渡辺木鈴和尚 幼名を吉次郎といった。 ている頃、 御殿女中に手 この隠岐守は

出身だった。

貴人のご落胤を宿して男子を出産したがそれは表向きを憚かる生いたちである。 の母の出身は武田信玄の遠孫でも今は百姓か又は假寓の住まいであったであろう、 鈴和尚の話も何等かのかかわりが絶無とも言い難い。さて木鈴和尚の話の筋に戻って、 は事実である。 あり、物外の生まれた時と近似したこの当時こうした風聞が城下巷間に噂されていたこと るえにしやありけん御湯殿の女中にお手かかりしが程なく懐胎して妊婦のつつしみ滞りな 下の民家秘蔵の古文書にも、 将軍吉宗公の生母は浴室づとめの百姓の娘であったとあり、 くして安産す。 浴室づとめの女性でこうした例は他にもある。 幼少物外を抱きかかえた若くして美しいその母は、 玉の かつ言って単絡してこれこそ物外でござんす等と言う気はないが、 如き男子にして大守御喜悦斜ならず、その名を弁之亟殿と申さる」と 風聞信おけずと但書しながらも次の文がある。「大守いか 徳富蘇峰の近世日本国民史では徳川 目も眩む絹の餅肌 近くでは文化二年頃の松山 脛の白きに恥じ 渡辺木 八



久万美術館蔵 物外不遷書

舌を巻いたとある。 不遷と名づけられた。 福寺の住職、 ましたらしい。 ただろうか。 とは一応の家の子弟の他は容易なことではなか の龍泰寺に小僧にやられた。 ので虎雄と名付けられ。数え年六才のとき山越 実は寅の歳の寅の日の寅の刻に生まれたという ろうか。さてもこの説によると、生まれた子は ブと渡渉して上林の里にしのび帰りもしたであ らう姿を重信の清流に落しつつ、 多分貴人の御落胤だからということであっ 大変な暴れん坊で師の坊ももてあ 観光の許に乞われて貰われてゆき そんなこともあってか広島の傅 頭もまた利発で師 当時小僧に入るこ チャ ブ、 チ

寺で坐禅を修業した。 師 の目をしのんで剣術の道場に通った。 然しここでも物騒な悪戯がすぎて勘当され国外追放ということにな 武芸はその天稟だった。 その後同国新 Ш の国泰

のもとで参禅学道した。 以後儒学を修め、 参禅と武芸修行を兼ねて諸国を行脚 さらに江戸に出て栴檀林で三年永平道元の禅にうち込んだ。 宇治興聖寺の高僧磨 甎だ 大 和尚

こうした修業時代を経て文政七年二十九歳のとき広島に帰り、 もとの師傅福寺の観光和

尚に対面した。

子も曰く、 たのである。 いるといわれる。 級の人物に成長していた。 そこには昔の腕白小僧が今では天下に名高い物外となり、 厚板を打ち窪めてお盆にしたり、 力と業とは論ずべからずと、 あゝ何たる感慨~そこで昔の勘当を許し済法寺の住職に推挙された。 これを見た相撲の大関、 風橋露宿修験を遂げた愛弟子が忽然として今老師の前に立っ 柱にうち込んだ拳骨の跡が今でも関西では残っ 前述の如くその怪力は綱引きで二百五十人力とい 御用木が試合の前に震え上って退散したり、 佛法も武道も俳諧、 馬術も 聖儒孔 関 7

勇に挑まれて試合をした。 西で雷名を轟かせた剣客河内次郎に柔術の極意を伝授したり、 京都 の新撰組の道場で近藤

は空を切っ 近藤ついに渾身の力を振りしぼって槍を引く 近藤の槍に対し物外はただ二つの木椀で相対し、 て後ろに飛び近藤はもんどりうって後にぶっ倒れたとある。 槍の蛭巻を二つの椀で挟んで動かさず、 間一髪大喝一声パッと椀を放した、 槍

たが、 傑物外のタネが欲しいということになって何人かの美女を配してサービスにハ かなくてガ 姫路の殿様は深く物外に帰依し幣を厚うして長期招聘し藩士の教育を懇望 この道は上林男のフンベツが邪魔をしたのか不発に終り姫路侯期待の作戦はうまく ペッカリ したとのことである。 ッ スル 併せて怪 、させ

畏こくも孝明天皇に拜謁所信を奏上、 - 六日体調急変あり。 偖て物外は晩年、 国事多端尊王攘夷、 七十三歳をもって大阪にて遷化した。 宣旨を体して長州に下向の途上、 百家争論の中、 七十余歳をもって尚国事に奔走し。 慶応三年十一月二

木鈴和尚説を真説とすれば物外不遷和尚ゆかりの地上林の、 その滾々として盡きること

筆者略歴

- ○大正五年(一九一六)十月二日父森喜三郎母カズの三男として本籍地愛媛県温泉郡拜志村大字上林 甲二七八六番地にて出生
- ○昭和十一年独学にて専検六科目合格(文部省)以後英語の独習に無能にして時を喰い残科目の受験 の機を逸す
- ○同十四年八月補充兵として山砲兵第四十連隊第八中隊に入営
- ○同年十月坂出港出発武昌上陸・以後湖北省東南地区の警備、九宮山第一次~三次及陸水作戦次で宜
- 昌作戦及漢水作戦、予南作戦、藕塘作戦に参加
- ○同十六年三月西部第三十六部隊に転属武昌乗船同四月善通寺帰着召集解除 ○在役中通信兵としてまた大隊本部事務室にて功績上申書類の作成等に従事
- ○同年七月日本製鉄入社同社の大冶鉱業所(中華民国湖北省大治県の大冶鉄山の開発)に参加単身渡
- 冶鉱業所事業状況報告書(月報)及綜合旬報の起草に当る

航同所庶務課勤務・従業員の功績上申事務次いで本社及各作業所、

軍並びに政府関係機関への「大

- 同所最盛時日人従業員三千人華人労務者二万人、戦中の我国鉄鉱資源の九〇%以上の年産百万屯採 鉱搬出に微力を捧げる
- ○同十八年八月宮内隆子と結婚
- 〇同二十年八月敗戦

正 誤 表

頁	誤	Œ
21	③ 前 福 寺	❸ 善 福 寺
	図中⑫二ヶ所あり	左の⑫消去
73	白い鳥	白い鳥。
76		
80	前 途	前 述
82	久 作	久 助
85	(読文中) 無礼	無札
86	. あっか	あったか
88	罪	非
120	かつ言って	かと言って



平成九年六月二十三日発行 村の風土史 著者

現住所

印刷所

有限会社 〇八九一九六四一三一四五 有光印刷

常蔵

温泉郡重信町上林甲二七九四番地

○大冶日本人会結成、大冶日本人会報(日刊紙)発行を担当する

〇同二十一年五月引揚 (二十九才)

〇同年十月日本製鉄本社命にて前職のまゝ八幡製鉄所総務部出仕を命ず

○平成九年傘寿を機に本小誌を撰す。 ○両親の希望により同社依願退社故郷に分家農業に従事